

(第一類 第一号)

(七七二)

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第四十四号

昭和四十八年七月十九日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 笠岡 喬君

理事 藤尾 正行君

理事 木原 実君

赤城 宗徳君

江藤 隆美君

大石 千八君

竹中 修一君

旗野 進一君

三塚 博君

坂本 恭一君

横路 孝弘君

木下 元二君

鈴切 康雄君

塚本 三郎君

理事 加藤 陽三君

理事 中山 正暉君

理事 大出 俊君

理事 中路 雅弘君

伊能繁次郎君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

丹羽喬四郎君

林 大幹君

吉永 治市君

山崎 始男君

和田 貞夫君

有島 重武君

受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

國務大臣 坪川 信三君

官(総理府総務長)

出席政府委員

人事院事務総局 任川 廣君

警察庁刑事局長 田村 宣明君

行政管理庁行政 平井 勉郎君

文部大臣官房審 奥田 真丈君

文部省初等中等 岩間英太郎君

文部省大学学術 木田 宏君

局長 安嶋 彌君

文部省管理局長

委員外の出席者

日本エネスコ国 西田亀久夫君

内務省事務総 清水 成之君

文化庁次長

倉石 忠雄君

大出 俊君

稲葉 修君

上村千一郎君

徳安 實藏君

根本龍太郎君

橋本龍太郎君

村上 勇君

大井 民雄君

大林 勝臣君

勝川 欣哉君

福地 稔君

本田 敬信君

内閣委員会調査 室長

委員の異動

七月十八日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

問(海部俊樹君紹介)(第九五四九号)

同外二百七件(春日一幸君紹介)(第九五六八号)

（奥野訥亮君紹介）（第九五四二号）
 軍人恩給等の改善に関する青頭（田中玄）

情書（全国市長会中国支部長広島市長山田節男）

田哲議員の質問に對しまして、当時、坂田文部大臣が病氣欠席のために、大臣にかわつて西岡政務次官が出席をしておるのでありますが、その西岡政務次官の答弁によりまして、「人権問題」としてという問題が、この問題の基本的な問題としても存在するということは、私も十分に認識する」云々、「善処していくことを約束いたします」これは議事録であります、こういうように答弁しておりますが、これは文部省としての最高の見解である。今日までいろいろと見解を出された中で、大臣にかわる政務次官が国会において答弁した見解であります、これは文部省として最高の見解である、こういうように私は思うわけであり、現在も文部省としてはこの考え方を踏襲していると解釈していいかどうか、この点まず文部大臣のほうから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○奥野國務大臣 いまお話しのようなこともあったからかもしれませんが、欠員がありますとか、あるいは定員の増加がありました場合に、臨時的な職員として勤務されている方の中で、定員内職員になることを希望される方々を優先的に振りかえるというような措置がとられているようにございます。ただ図書館業務は、臨時的な仕事とか、あるいはパートタイムの仕事などがかなり多いようでございます。でございますので、いまお話を伺いながら感じたのでございますけれども、職場職場にふさわしい人の採用のしかたをする、それは必要だろと思うのでございまして、その結果の人を見て、パートタイム、臨時的な仕事の人であるにかかわらず恒常的な職員にしろとおっしゃっているのだらうと思うのでございまして、でございますので、いま私が申し上げましたように、欠員あるいは定員の増、そういう際には、臨時的な職員の方であつて恒常的な勤務に服したいという方を優先的に拾ひ上げる、こういうシステムが必要じゃないか、かように考えるわけでございます。できる限り少ない人数で多くの仕事を処理しようというところに若干無理がある

○和田(貞)委員 私がお尋ねをしておるのは、いま読み上げましたように、当時の西岡政務次官が、これらの職員を人権問題として取り上げておられるところを私は評価しておるわけですが、そういうことで、今後善処することを約束します、こういうふうに言うておるわけですが、先ほど一、二具体例をあげたわけなんです、全く人権問題に相当するわけですが、日々雇用という形で実質的には常勤的職員と何ら変わらない執務をしておりますし、職務の内容であり勤務の形態である。くどいようであります、人権問題としてこれは処理していかなくちゃならない、考えていかななくちゃならないという西岡政務次官の考え方、これは私は文部省としての、いままで述べられた見解の最高の見解である。こういうように私は評価しておるわけなんです。文部大臣、今日も、大臣個人の考え方じゃなくて、文部省としてこのような考え方を踏襲しておられるかどうか。踏襲しておるといふように私は解釈しておるわけなんです、それはどうかということをお尋ねしておるわけですが、

○奥野國務大臣 人それぞれ表現は違うだろうと思うのでございまして、そこは許していただきたいと思うのであります。やはり、できる限り人それぞれ事情をくみ上げてあげる、これは努力は必要だろと思ひます。そういう意味で、恒常的な職員になりたい方につきましては、欠員があるとか、定員がふえるとか、そういう場合には、優先的に振りかえてあげるといふような運営が行なわれている、こう申し上げておるわけでありまして、

○和田(貞)委員 私は、個々の問題じゃなくて全般について通ずる問題である。そのようなものもあつたとしても、また、恒常的な仕事で非常にふえてきます場合には、文部省としても十分定員の増加に努力していかねばならないと思うわけでございますけれども、いまのような事情もひとつ御理解を賜ふるようお願いを申し上げておきます。

あるといふように文部省が解釈しておられるのであれば大きな間違いだ。その大半といつていいか、その大部分といつていいか、これは早急に解決しなくちゃならない人たちがたくさんいます。後ほどいろいろと私は具体例をあげてみたいと思ひます。

いまの文部大臣の御答弁、私は不満であります、が、ついでに、次のことも、文部省として態度が変わつておらないかといふことをお尋ねしたいのですが、同じく四十六年の五月十三日の参議院内閣委員会における足鹿委員の質問に對して、当時の安嶋官房長の答弁でありましたが、当時、東大総長から三点の要請が文部省になされておる。そのうちの二つ、現在の非常勤職員を定員化してほしい、個々の職員じゃなくて現在の非常勤職員を定員化してほしい、こういう要求が当時の東大総長の一つの要望事項である。これに對しまして官房長は、定員化といふことで解決するといふ表現は使つておらない。「必要な業務に對する増員措置をやりたい」と、いま文部大臣の言われた答弁とあまり変わらないわけなんです。それに加えてこういうことを答弁として出されておる。いろいろと足鹿委員と文部省とのやりとりの中で、もちろん大学の最高責任者は総長であるが、総長自体細部にわたる問題までいろいろと熟知しておることではない、そこで、それぞれの学部の責任者の方が一番よく知つておると思ひ、だから予算折衝の中で学部の責任者に會つて事情を把握する、事情を聞き入れる、そういうようなことをやる考え方はないか、すべきじゃないか、こういう質問のやりとりがなされておるわけですが、これに對しまして官房長が「個々の学部の責任者の方が帯同をしてお見えになりまして、ぜひ實際の話を聞いてくれといふことでありますならば、私も耳を傾けるにやぶさかではございません」、こういうふうに言つておるわけですが、形式的に大学の責任者が東大総長である、あるいは事務の責任者は事務局長である、こういうことで、かなり内部的にいろいろな要求がありまして、片方では行政

管理庁のほうから、定員の削減、あるいは臨時職員の定員化をやつてはならないという閣議決定の押しつけ、これがあるために、文部省としても、極力各大学の事態を吸収するといふのではなくて、事態はわかりながらも、できるだけそのような要求は出てこないように押しつけておる、私はこういう傾向があるように承るわけなんです。そこで、いま申し上げましたように、實際の事情というものをやはり文部省が聞き入れる。そうしてその実態の事情というものを文部省が把握をして、定員の増大、あるいは今日の定員外の職員の定員化のために極力積極的に努力する、こういう姿勢が必要であらうと思ひますが、いま読み上げましたように、安嶋官房長が、實際の話を学部の責任者等からも聞いて耳を傾けるのに決してやぶさかじゃない、こういうふうに言つておるわけなんです、この点について文部省の態度はいまもなお変わつておらないかどうか、ひとつお答え願ひたい。

○奥野國務大臣 各省を通じて、政府の定員を削減するといふ努力が数年来続けられてまいつておるわけでございます。この措置は文部省も同じように、率が高いものの適用を受けておりますために、各大学にかなりな無理がいつておるというように私も存じておるわけでございます。図書館だけの問題ではなしに全体的にかなり無理がある。文部省といたしましては、新しい研究を大学で始めてもらふ、あるいは新しい学科を起すという場合に、できるだけたくさん定員をふやしてもらう、そういうことによつて穴埋め的な働きもさせるというふうなことで、実は努力を続けてきておるわけでございます。同時に、予算編成の前には各大学から文部省に對しましていろいろなお話がございますので、各大学のいろいろな御意見、できる限りその御意見どおりに持つていくことが文部省の使命であらう、こう考えて努力もしているわけでございますので、いまお話しになりましたことはそのとおり受け取つております。

○和田(貞)委員 そうすれば、私が先ほど申し上げ

げましたように、東京大学の実態というものが私の見た目のとおりであるということを私は証言をしてほしかったわけなんです、きょうは参考人が出てこれなかったことを非常に残念に思っておりますわけなんです。

そこで、過日、文部省に對しまして、国立学校のいわゆる定員外職員の実態について資料を私は求めておる。出てまいりました資料によりますと、雇用数が一万七百二十六人である、こういうことだけでありますので、これでは資料にならぬということ、あらためてことしの五月三十一日の決算委員会におきまして、野党の質問に對しまして大学学術局長の答弁によりますと、毎年、非常勤職員の実態調査をやっておる、官房から各大学事務担当者を通じて実態調査をやっております、こういうふうに答弁をされておるわけであり

ますので、その毎年やっておる非常勤職員の実態調査を、各大学別に、勤続年数別、日々雇用の非常勤職員の勤務の態様別、それから性別、年齢別、こういうふうに調査結果の資料をいただきたい、このように要求しておるわけであり、いまだにその資料が私の手元まで提出されないわけです。これは資料はないんですか。

○木田政府委員 各大学別の非常勤職員の数を、先生からの御要請があったということで、差し上げたということで、私もけさその写しをもらったところであります。

○和田(貞)委員 どこへ差し上げたのですか。

○木田政府委員 国会のほうを通じて、先生のお手元に届くように、十七日に資料を作成して担当に渡したいということを聞いたわけですが、まだお手元に届いていないとすると、たいへん恐縮に存じます。いま写しがございますから……。

○和田(貞)委員 いま資料をいただいたばかりで、読むことはできないわけなんです、私は少なくとも、国立大学の図書館協議会というのがありますが、この国立大学の図書館協議会の総会に出ているこの資料、それから国立大学の婦人集

で出されておる定員外職員の実態調べの資料、これを拝見いたしますと、かなりの定員外職員があらわれるわけなんです。大学の規模の大きいところほど定員外の職員が非常に多い。これはもちろんそのとおりでありまして、そういうようなこと。各大学によつて、これらの定員外職員の処遇の問題、待遇の問題、それぞれ若干は異なっておりますが、何とかかんとか可能な範囲内において、極力定員内の職員と同様の処遇を与えるための努力が見受けられるわけなんです。

たとえば年次休暇については、人事院規則によつては六日、七日しか認められないということになっておるものを、学内でそれぞれ常勤職員と同じように二十日間を黙認するという姿勢をとつておる大学、あるいはそれに近い年次休暇を与えておるような大学、これはいろいろありますが、その努力がなされておる、あるいは産休、生理休暇、病欠、忌引き、年末年始の休暇、その他祝祭日、このようなことも黙認するという形、あるいは正式にそれぞれの職員組合と大学側との間に約束をしておるといふようなことですね。これも常勤職員とはほとんど変わらないように、それぞれ極力努力されている。通勤手当、住居手当も同じことと

あります。この中で大事なことは、本来、この非常勤職員の場合には一日八時間以上の勤務をこえない、八時間の範囲内、こういうことになっておるわけであり、実情として、定員内の職員と同じように時間外労働を余儀なくされておる、そのために時間外手当の支給もかなりなされておる、こういうような実情を見てまいりますと、私はこれは、非常勤の職員である、臨時の職員である、日々雇用の職員である、こういうふうに解釈することができないわけなんです。

大学自身もそのことを認めて、いま申し上げているようにかなりの努力をされている。あるいは国立大学図書館協議会のほうから文書をもちまして文部大臣に提出されておるこの文書の中で、あちこちへし折つてこの字句を拾つてみますと、

「やがては平常業務の遂行さえも困難さを伴うに至つたのである。業務量が増大しておるにもかかわらず人手不足の点をどういふように表現しております。さらに増員要求がなかなか認められておらない、ほとんど解決されるに至つていない。そのために「人件費の圧迫は、図書館予算の運用をきわめて窮乏なものにする事態を生み出している」、こういうような表現もなされておるわけなんです。非常に残念なことでありまして、

一方的に定員の削減、あるいは総定員法自体、今日の行政事務の実態に即した定員になっておらないために、定員外職員が増大する一方、そうして今度、定員外職員はなくなる方向で努力されるんじゃないかと、それ自体にもいろいろとしわ寄せが起つてまいりまして、今度はそれよりもさらに労働条件の劣悪なパート制度というものを導入する、こういうような動きもあるわけなんです。これじゃ、今日の定員外職員を根本的に改善するといふんじゃなくて、だんだんと劣悪な条件に追いついておる、こういうことも考えられるわけなんです。

いま申し上げました二つの資料に基づきまして、これは決して、特定の人たち、あるいはその一部の者を定員化していくために努力をしていくというんじゃなくて、全体の問題としてとらえて、全体の問題を定員化のために解決していく、そのためには、もつともっと積極的に行政管理局に当たつて定員の増加のために努力していく、こういう文部省の考え方になってもらわなくてはならないと思つたわけなんです、この点についての御見解をひとつお伺いしたい。

○木田政府委員 大臣も、先ほど御答弁申し上げましたように、国立大学の拡充整備のために必要となる定員の増につぎましては、毎年数千人のぼり増員要求を行つておりました、しかも三千人に近い増員まで認められておる年もあるわけでございます。今後私どもは、国立大学の拡大ということを考えますと、一そう必要となる定員の増ということとは関係方面に

お願いをしましてまいらなければならないというふうな考えでございます。四十六年の政府委員の御答弁も御指摘がございましたが、同じような気持ちで実態を把握しながら、必要な業務量の増等に対応いたします教職員の増ということは、強く要求いたしたいと考えております。

ただ、そのことと、それから国立大学が教育、研究の場でございます、大学の教育、研究活動が拡大していきますにつれて、その中にどうしても臨時的な、あるいは事務量に変動のある研究補助的な、そういう職が必要であるということもまた起つてくるわけでございます。したがって、年々私ども正規の予算でも三千名余にのぼります補助職員を計上させていただいております。なお、そのほか大学の教員は、自分の研究費の中から、研究補助とか、あるいは協力者等に對します弾力的な予算の使い方を、公費の中で認めておるものでございますから、御指摘のように、一万余人にのぼります非常勤職員がおる次第でございます。この非常勤の職が必要であつて、それに一万近い職員がいるということ、今後とも変わらないのではなからうかと思つてござい

ます。ただ問題は、そこに非常勤として勤務するその大部分、四分の三以上が、本来必要な臨時的、季節的な業務に對する職員として勤務していただいておるのでございまして、特定の方につきましては、御本人が常勤的に勤務できる、またできるならば常勤的な職務として引き続き勤務できるようにしたいというふうなお考えの方がおられることも事実でございます。そういうことのために、非常勤の職に常勤的な希望の方を長くともおくと、いろいろ人事管理上の問題点がございまして、先ほど来御指摘になつたような特定の個人にとつては、まあ少し人事管理上考えたほうがいいではないかと、私どもも十分承知をいたしておるというところは、私どもも御答弁申し上げましたように、東大におきまして、年々、常勤的な職に振りかえて勤務すべきものにつぎましては、それ

昭和四十八年七月十九日

を受け入れまして、四十六年二百六十四名を非常勤職員から振りかえるというような措置をいたしまして、個々人の御要請にどういうふうに対応していくかという事は、個別の人事管理の問題として十分に対処していきたい。と同時に、大学の教育、研究活動というものが今後ますます拡大もいたしてまいりますと、常勤的な職種の拡大ととも、こうした非常勤的な職種というものの職種の必要になってくる面があるという点は、ひとつ御理解を賜りたいというふうに考える次第でございます。

○和田(員)委員 いま四分の三までが臨時的な職といふことが使われているわけですが、これは何を根拠で言っているのですか。

○木田政府委員 四分の三までが、先ほどお手元にも差し上げた資料にございますが、三年未満で大体退職いたしておられるのでございます。一年未満で六か月以下というのかなり数のにのぼっておりますのでございます。でございまして、その職の性質といたしまして、季節的なもの、臨時的なもの、あるいは事務量の変動のある業務に従事する職、それに充てられるべきものとて、職員がそういう前提で職につき、所定の一年あるいは二、三年の間に退職をしていくという実態があるわけでございますから、こうした臨時的な本来の非常勤の職員というものの運営につきましては、私は大学の教育、研究の実態に就いてこれが今後残っていくというふうに思うのでございます。

ただ問題は、特定の方々が常勤的に勤務できる職につくことを希望し、また常勤的に勤務できるという本人がいられる場合には、それがいつまでも非常勤的な職についてなければならぬという人事管理上の問題として今後改善をはかっていかなければならぬという点がある。それは、非常に長く勤務していらっしゃる方、これにつきましても個々に考えなければならぬ事情もあるわけでございますが、しかし人によりましては、むしろ常勤職としての勤務よりは非常勤として勤務することを望まれる方もあるわけでございます。

ういう方を除きまして、希望の強い方を正規の職に迎え入れるという人事管理上の処置は講じてまいる必要がある。西岡政務次官の御答弁も御指摘でございますが、こうした個々人の生活問題というものは、任命権者として十分実態を見てお世話をしてあげなければならぬという点は、同じように私も私も考える次第でございます。しかし、職に就いてしまつてからした臨時、季節的な職があつて、それにふさわしい方をお迎えするということは、教育の研究の現場にありましては御理解を賜りたいというふうに考える次第でございます。

○和田(員)委員 私はそれで文部省に要求しておりましたのは、はたして三分の二なのか四分の三なのかわからないので、いま局長言われているように、臨時的な仕事をやっている者が何人、将来なくなつてしまふ仕事に携わっている者が何人、年間に事務量の変動のある仕事をやっている方が何人、あるいは季節的に雇用している者が何人、こういうふうに分類をして、各大学ごとにそれでは資料を見せてください、資料をいただきたい、こういうのを私は要求しておつたのです。いまいただきました資料には、そのことが盛られておらないわけですね。

いま言われているように、四分の三までが三年以内でやめてしまふ、だから四分の三までが臨時的な職にあるのだという言い方は当てはまらない。本来、日々雇用職員というのは日雇いなんです。毎日毎日の雇用なんです。そして非常勤といふのは、文字どおり毎日常勤をする必要がない、一日八時間に拘束される必要がない、一週間のおうち三分の二まで勤務する必要がない、これが本来の非常勤職員である。たとえ三年以内にやめる人についても、私がいま言つたようなことには該当をしないものが一人だつておらない。中にはおるかも知れないが、それをさして四分の三までが臨時的な職だといふのは、私は当てはまらないと思ふ。逆にむしろ、一年以内にやめてしまふ人、これが本来の非常勤職員としての臨時的な

職に該当する人員だ、こういうふうには解釈する必要が私はあると思う。そうすれば、少なくとも国立大学の図書館だけを見ても、むしろいま局長が答弁されたこととは逆に、一年未満にやめてしまふ人が男が六十一人、女が二百九人、これを差し引きますと、合計八百三十九人の中で五百六十九人の人が、一年以上、多い人では五年以上、七年以上、十年以上同じ職に勤務しておられるわけです。言うならば逆だ。八百三十九人のうちで五百六十九人までが、いわゆる臨時的な職でない、常勤的な職に携わっている職員であるという解釈をすべきが妥当じゃないか、こういうふうに私は思ふわけなんです。その点どうですか。

○木田政府委員 御意見ではございますけれども、教官の研究にしても、業務にいたしましては、大学内におきます研究の実態、あるいは教育の実態、いろいろ多岐にわたつておりまして、そのものによりまして、科学研究一つとてみましても、二、三年の周期で研究活動を続けられる、それも一年のうちのある時期に繁閑が片寄るといったような業務というものはあるわけでございます。ですから、それが周期的にサイクルになつて起つてまいりましたも、職の性格といたしまして、やはり臨時的、季節的な業務というふうに考えなければならぬかと思つておるのでございます。でございまして、そういう職があるという点はひとつ御理解を賜りたい。また、職の性質上、常勤入れかわり立ちかわり、中身が違ひながら継続してそういう姿勢が続くということも、大学の実態からしまして必要があるという点は、御理解を賜りたいと考える次第でございます。一年以下のものだけが臨時的なもので、二年以上にわたるものがすべて恒常的だといふふうにはいえないのではなからうか。

私は先ほど、三年以上の人については少し人の扱いとして考えなければならぬものがあるのではなからうかといふふうに申し上げたわけでございますが、しかし職の性質といたしまして、やはり職員自体は臨時的な職でございます、それに特

定の方が三年以上にわたつて長く就任するということとは、個々人に対する人事管理上の問題として考えなければならぬ点がある、そういう点は指導いたしておるものでございます。毎年、千数百名ののぼります非常勤職員の中から定員内職員への任用がえといふことも行なつておる次第でございます。個々の職員を常勤のポストに移しかえていくといふことは、三年以上も非常勤の職員として勤務されまふ方につきましては考えていかなければならぬ人事管理上の問題だといふことは十分に承知いたしておる次第でございます。

○和田(員)委員 それでは、いまだに五年以上、七年以上、十年以上という人がおられるわけですが、これはどうしておられるのですか。

○木田政府委員 これは、個々の大学の個別の職種との関係で異動がうまくいかない、そういう個々の具体的問題にかかってくるのではなからうかと思つてございまして、でございまして、私どもも、毎年、年に何回となく、こうした職員の任用がえ問題の解決につきましては、担当者間でどういふふうに進めていくかといふことの指導、助言をいたしておるわけでございます。総体的には千数百名の繰り入れがこ毎年ずつと引き続いて行なわれておりますけれども、個別の問題といたしましてそういう残つておる方がある。これは、移しかえる恒常的な職と、いまいつておられる非常勤の職とかみ合ひ方というふうな事情が個別にはありますので、若干そうしたズレが起つておる、こう考えております。

○和田(員)委員 一万七百二十六人というのは、いま局長の言われておる数字とは逆に、大半がむしろ常勤的な職にある。一部が非常勤的な、臨時的な職にある、これはすうかえられておるといふふうには私は解釈しておるわけなんです。

そこで、この臨時的な職といふのは一体どうなんだといふことは、文部省はいまそういうことを言つておられるのですが、政府間で統一的な見解をなされることは一体どこなんでしょうか。(「行政管理庁だ」と呼ぶ者あり) それでは、行政管理庁

からお聞きします。

○平井(連)政府委員 私ども所管いたしておりますのは、行政機関の職員に定員に関する法律というものがございまして、そこで定員として処遇すべき者は何であるかというのを、第一条を中心に規定いたしておりますが、それは「恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員(定員)」という規定のしかたをいたしております。そこで、ただいま御質問のいわば非常勤の職員についての規定はどこにあるかと申しますと、これは私どもの所管の法律ではございせんので、人事院御所管の法律になるわけでございまして、一般職給与法に初めてそういうことが使われております。そういう意味におきましては、非常勤自体についての扱い方という問題は、いづれかと申しますれば人事院の御所管ではなからうかというふうに考えております。

○和田(貞)委員 それでは、いま教えてもらったけれども、間違っておるわけだ。人事院、来ていますか。

○茨木政府委員 先ほどからいろいろ論議されております問題は、官職の設置の問題をどう考えるかということとのかみ合いの問題だろうと私は思います。私のほうで所管いたしておりますのは、一応、非常勤というポストが設置されまして、そのものにどういうふうな任用するか、あるいはその任用された者をどう待遇するかということについては、国家公務員法なり給与法等に關係のあるいはそれに基づく人事院規則に關係の諸規定がある、こういうふうに承知いたしております。本来、官職をどう設置するかという問題になりますと、定員管理の問題でございまして行管の問題であり、非常勤予算という形で予算をつけるということであれば大蔵省と関係省庁との問題であるところ、一番根源の問題があるんじゃないかと思ひます。

○和田(貞)委員 それでは一体どこへ尋ねたらいのですか。臨時的な職とはこういうことなんだと、政府機関として統一解釈をしておるところは

どこやということをお私に尋ねておるのですよ。行政管理局と違ひ、人事院と違ひ、一体どこなんだとか。

○平井(連)政府委員 先ほど私申し上げましたように、「恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員」、これが定員内職員といわれておるわけでありまして、それからざる者がいわば非常勤職員であるという意味におきましては、私どものほうも關係はあらうと考えております。

○和田(貞)委員 そうすると、恒常的な職と臨時的な職の違いを具体的に説明してください。

○平井(連)政府委員 恒常的な職とは何ぞやというところでございまして、一応行政機関に置かれる職のうちで、あらかじめ原則として一年以上継続して置かれるものであること、並びにその定数をあらかじめ定めるものであること、こういうことが基本的な考え方として出てきております。

○和田(貞)委員 それでは、定数のワケ外にあって一年以上同じ仕事を継続してやっておるというところはどうかですか。半分が恒常的で、半分が臨時的な職というのですか。

○平井(連)政府委員 私ども、ただいま申し上げましたように、あらかじめそういう仕事を恒常的に一年以上にわたって設定する必要があるというものでなければならぬと考えておりますので、結果的に任用が一年以上にわたっておりまして、場合、おそらくその場合におきまして、形式的には切れていると思ひますけれども、一応実質的に見ては継続していると思われる場合において、必ずしも定員内職員ではないと考えておるわけでございます。

○和田(貞)委員 その点がけしからぬじゃないか。いまのことばは何だ。形式的には何だ。実際には恒常的な職でありながら、総定員法のワケにはめられておるから、ワケ外に出た定員外職員については、形式的に一年のうちにたった一日だけ勤務につかせない。勤務につかせておつても、勤務につけておらない、こういう形式的な事務手続をやっておるということにすぎないんじゃない

ですか。どうなんですか。

○平井(連)政府委員 その仕事自体が、あらかじめ数年にわたって継続させる必要がある、恒常的な官職として設定する必要があるという職についておられます場合に、そういう任用を行なっておりますれば、それは必ずしも適當ではないと考えております。

○和田(貞)委員 それでは私は具体的にひとつ質問します。一、審判の例をあげましょう。

東大の総合図書館に勤務している職員で小寺龍雄さんという人なんです。庶務課の人事係。一たんだ年になつておる。定年になつて、この人が総合図書館としてどうしても余人をもつてかえがたい、そこで定員外職員として継続して採用しておる。仕事は同じ仕事。しかも、私がいま申し上げましたように、人事の仕事をしておる。公印の管理に關すること、職員の人事に關すること、こういう事務分掌をつかさどつておる職員なんです。これはどうですか、それじゃ。

○平井(連)政府委員 ちょっと私も理解が足りないかと思ひますが、その方がおやめになつて、かつその職自体の仕事を継続させるという問題と、その方がついておられた定員があるかないかという問題、二つの問題があるかと思ひます。が、もし定員が残つておりましたその仕事を続けられるとすれば、それはいわば定年制というものの關係において、非常勤という採用のしかたをされるのではないかと感じいたしますが、その点についてちょっと私も理解をいたしたかねますので、もう一度御教示をいただければありがたいと思ひます。

○和田(貞)委員 私はその職のことを言うておるのです。職のことを。私は説明しているでしよう。定年でやめて、そうして日々雇用の非常勤職員として採用しておる。これは違ひない。けれども、私がいまあなたたちに説明しておるの、臨時的な職と恒常的な職についての相違を言うておるのに、抽象的なことしか答えないから、私はいま具体的に事務分掌で、公印を保管する仕事、職

員の人事に關する仕事、このことをしておる職、これはどうですかと尋ねておるのです。

○平井(連)政府委員 ただ、私がもう一度お伺いいたしたところでございまして、その方が定員内職員として勤務をされておつて、たまたま定年というところでおやめになり、そのあと非常勤職員として雇用されておる問題と、もしその定数があいておるならば、当然定員内職員としてその仕事をおやりになつたであらうという問題、いづれに考えるかという問題があるかと思ひます。わけでありまして、その限りにおいて、そういう仕事をやっておられ、かつ定数がある形において当然処理されておつてしかるべきではなかつたらうかという感じがいたします。

○和田(貞)委員 職というのは人によつて異なるんじゃないのですよ。そうじゃないですか。公印を保管する仕事、職員の人事全般にわたつて事務をする仕事、こういう職が臨時的な職ですか。

○平井(連)政府委員 私の申し上げております趣旨は、そういう職は当然定員内職員として設定されていたであらう、そうしてその方が定員内職員として勤務されておられまして、定年のためおやめになつたとした場合に、その職はあいておるわけでございます。したがしまして、そういう場合にその職を定員内職員で埋めるか、あるいは定員内職員では埋めないで、いわばきわめて有益な学識経験のある方である非常勤の方で一時任用するかという問題は別な問題ではなからうかと申し上げておるわけでありまして。

○和田(貞)委員 一時じゃないですよ。そんなでたらめな答弁やらないで。ばかにするなよ。

さらに言ひましようか。これ、戸田梅太郎という人がいる。これは事務分掌では、建物及び施設の管理保全に關すること、もう一つは、電気、ガス、水道及び暖房に關すること。しかもこの写真を見てみなさい。「危険物 地下タンク貯蔵庫 火気厳禁」、このまん中のことを見て「こんなさういふ。「危険物の取り扱い責任者 危険物の保安監督者」ですよ。危険物の保安監督者、保安監督

するといふ職、これが臨時的な職なんですか。

○平井(逋)政府委員 一般的には、そういう職については官職は設定されていると思ひます。

○和田(貞)委員 それじゃ、これ、当てはまらぬじゃないですか。臨時的な職の人を当てていないじゃないですか。

○平井(逋)政府委員 私、個別事情についてはつまびらかではありませんから具体的に申し上げることはできませんけれども、そういうところについて定員内職員がいっぱいじゃないのかどうか、あるいは定員内職員の補助職員としてそういう方がおられるのかどうかという問題はあろうかと思ひますが、具体的に図書館の実情を存じておりませんので、判断をいたしかねるところで。

○和田(貞)委員 これは毎年概算要求しておるんですよ。ところが、どこかに消えてしまつておる。どこに消えているかというところ。こういう職は恒常的な職として、恒常的な職を担当する、つかさどる人員が必要なんだ、だからその人員が必要であるといふことで、毎年のように人員要求しておるんですよ。ところが、あなたのごとく消えてしまつて、どこかに消えているんですよ。どこに消えているんですか、文部省。

○木田政府委員 各大学から毎年、昨年の四十八年度予算の例で申しますと、三万人にのぼる増員要求の予算が夏のころには上がつてくる次第でございます。先ほど申し上げましたように、その中から、私もいろいろと真に必要な増員約五千名程度に絞りまして四十八年度の場合には予算要求をさせていただきました。その際にも、たとえば研究設備でございますとか、あるいは必要な電話の管理者でありますとか、あるいは入るべきものをいれて要求をいたしておる次第でございます。

○和田(貞)委員 いまも四十九年度の概算要求として、総合図書館からぜひとも来年度は十八人の定員職員をほしい、こういう要求をしておるんです。あなたの手元まで行つてますか。

○木田政府委員 おそらくこれから、東大に關しましては、私どもの担当者がこの予算の説明を受けることになると思ひます。

○和田(貞)委員 それで、その証人がはしかつたのだけれども、証人が来ない。うそばちばかり言つて来ないんですよ。きのうもたまたま委員会になったけれども、きのうは私の質問であつたので、証人として来てもらいたいと言つたところ、総長も局長も、職員組合との団体交渉で来れぬ、こういう理由が事務局を通じての私に対する答弁。調べてみましたら団体交渉をやつておらぬ。きょうもどうかという、ストライキのために来れないという。先ほど申し上げたように、私が無理を言つて、総長必ず来い、事務局長必ず来いと言つておるのと違ふ。これにかわる証人来いと言つておるのと違ふ。来てくれと出席を求めておるのに、だれも来れない、こういうことなんです。しかも、きょうの来れないという理由はストライキのためだに出来ない。もうストライキは終わつておる。いまだに出来ない。そして朝は九時半になつても局長は来ない。勤務時間は九時からだ。その理由は、うそ、職員組合と団体交渉がなくなったというが、うそ言へ、四時に団体交渉は終わつておる。こういうでたらめなことを言つて証人は来ない。私は要求しておきましてだけれども、それじゃきょうは間に合わないから、あらためてあなたの出席できる日に文教委員会へ一日ゆつくりと話したい、こういうふうに言つておきましてだけれども、こういうでたらめなことです。そんなことをするからこの問題が解決できない。

私は言つておきましてけれども、少なくともいま私が言つておる付属図書館から、十八人の人員要求が出ておるのです。それが、先ほどあなたが言われるように、四分の三までは臨時的な職じゃないのです。いま行政管理局のほうから認められたように、それぞれ十七人の方がいまおられますけれども、十七人の方が当たつておる職といふのは、いま行管のほうから示されたように、それぞれ恒常的な職を担当しておるものばかりなので

す。私は念のために言つておきましよう。あなたはいつの間にかどこかに消えてしまつてしまつた。先ほど申し上げました二人でしよう。小島正康という人、これはたつた一人の用務員です。これは恒常的な職です。一々確認させましようか。それから、どうですか、秦孝子さんという館長の秘書。館長の秘書といふ職は臨時ですか、どうですか。○平井(逋)政府委員 率直に申しまして、秘書業務が必要であるかどうかという問題、それはそれぞれの官職によつて違つてまいりますので、そういう方がおられるから直ちに恒常的な官職として公務員として設定しなければならぬかどうかということは、私も判断いたしかねるわけでございします。また、用務員その他の問題につきましても、個別的には文部省で御判断いただいた上で私どもが審査いたすことになるわけでございします。が、直ちにすべてがいゆる恒常的な官職として、定員内職員として処遇すべきものかどうか、これは具体的に伺つてみないとわからない点が多々あるうかと思ひます。

○和田(貞)委員 私は具体的に言つておるのだから、具体的に答えなさい。具体的に言へば、そういう一般論を持ち出したり、抽象的にすりかへてしまふ。具体的に言つて東大の総合図書館には限られた人員しかおらぬのですよ。そこで、それじゃ館長の秘書が要らないものなら、つくつていくこと自体がおかしいじゃないですか。最近つくつたものじゃない。ずつとつくつておるのです。かつては定員内の職員を使つておつたのですよ。いまは非常勤の職員を使つておるというのを私は指摘しておる。用務員についても、かつては定員内の職員を使つておつた。いまは非常勤の職員を使つておるというのを指摘している。あるいはどうですか、整理課の受け入れ業務をやつておる佐藤加代子さんという方、これは事務分掌では図書及び雑誌の製本に關すること、図書館が續く限りこの仕事はあるのです。しかもこれを何年やつておるのですか。四年もやつておる。梶島納山という青年、これはどうですか。これもすでに

三年もやつておる。事務分掌では書庫内の図書及び登録済み雑誌の閲覧及び貸出しに關すること、図書館が續く限りこれはありますよ。斎藤伊佐吉さんという方、入館者のチェックと案内です。これも図書館が續く限りある。事務分掌では、館内の警備に關すること、入館者の受付、案内に關すること、ちゃんとうたわれておる仕事に携わつておるのです。根岸ふさ江、複写係、学術文献の複写申し込みの受付に關すること、これも事務分掌にちゃんとうたわれておる仕事をやつておる。先ほど申し上げました国連資料室の事務に携わつておられる長田知子さんもそのとおり。しかも先ほど、ちよつと言ひましたけれども、いままで常勤の職におられた方が長い間やつておつた受け入れ関係の製本に關する仕事です。これだけの分掌事務があつて、しかもいままで定員内の職員が長いことやつてきたのを、いま佐藤加代子さんという臨時的な身分の職員がやつておる。こんなやうなことをよくいままでのんべんだらりと延ばしてきたものだと思う。具体的に総合図書館のほうから、毎年のように定員要求が来ておる。恒常的な職であるからといふことで定員要求をしておる。それがどこかで消えてしまつておるんですよ。局長どうですか。それがいま四十九年度の予算要求として出されておる十八人なんです。四分の三は削つて四分の一だけ認めてやつたらしいといふことにはならぬでしょう。どうですか。少なくともこの点の具体的な例については、来年は解決するといふ意思がありますか。

○木田政府委員 冒頭に大臣からも御答弁がございしましたように、政府全体といたしまして定員削減の措置を進めてまいりまして、大学の事務系職員は、行政職の職員と同じような比率で定員の削減を進めてきたという事情がございします。そのために、従来とつておりましたような考え方での定員が維持できないといふことは、これは政府の全体の動きでございまして、否定すべくもございしません。でございしますから、従来恒常的な職として定員内職員定数であつたところに、そうでない恒

常的な職員以外の臨時的な職が設けられるという実態があることは、これは否定できないところでございます。私どもも、これからの図書館業務の充実には重要であると考えて、いろいろと図書館参考業務等、事務系の職員の増をいたします場合に、かなり力点を置いて図書館職員の増員をお願いはいたしておるでございます。

しかし、いま御指摘がございました方々につきましても、個別にどなたがどうというふうに申し上げることは適切でございませぬけれども、業務の種類によりましては、職務がいろいろとさまざまでありまして、その職務を臨時的な職として担当していくということも可能な職があるわけでございまして、政府全体としての定員削減という、これまで数年間やってまいりました政策の中で、どういうふうなこの職の位置づけを変えていくかということは、われわれもまたやっていたかなければならぬわけでございます。この点は、従来定員内であったものが定員外になったという現実是否定すべくもございませぬが、その中で真に恒常的な職として引き続き確保していかなければならぬもの、また新たな領域に拡大をしていかなければならぬものという点については、私どもも関係当局に十分説明もし要求もいたしまして、事態の改善に対処したいと思っております。

しかし、そのことは、いままでやってまいりました定員管理の姿がそのままとへ戻ればいいのだということでは必ずしもない。やはりそれは、こうした政府の定員削減の方針の中にありまして、その図書館業務の遂行のために、どういふふうな恒常的な職と、どういふふうな臨時的な職とを組み合わせる運営するかという新たな問題として考えなければならぬ点もあるわけでございします。図書館につきましては、東大のみならずいろいろな大学を通じて問題がいろいろと多いことは、私どもも十分承知をいたしておりまして、その点では、これらの図書館の改善充実、あるいはその機械化、能率化、こういう問題とかみ合わせて定員のあり方というものを慎重に検討してまい

りたい、こう考えております。

○和田(真)委員 私、これは根本的には文部省だけではなくて、文部省の立場はわかる。総定員法でけつちまうんですからね。割るどころか、なおももっとも削減を加えていくわけですから、四十四年に続いて四十七年の第二次削減というところでまた減らされるわけでしょう。このようなことをしておればたいへんなことになる。なぜならば、これは行政管理局に私はお聞きしたいのですが、そもそも、人件費を極力節約する、節減する、こういう意味で総定員法というものをつくり、定員というものを各省庁に割り当てるといふことをやっているんじゃないですか。ほかに何か理由があるんですか。

○平井(通)政府委員 国家公務員数が各省設置法でそれぞれ定められておりまして、各省設置法の改正という形で、従来定員の規制が行なわれていたわけでございますが、総定員法をとりまして趣旨は、全体として政府全体の一つの定員を定めまして、その中で行政需要の消長に応じて定員を操作し、行政需要の消長に際しては定員配分を行なっていくということを考えてわけでございまして、過去において増加趨勢にございました国家公務員数がふえないということにおいて、結果的には先生のおっしゃるような面も出ておるかもしれないけれども、それは目的ではございません。

○和田(真)委員 各省庁の所掌事務を遂行するために必要な定員の配置、こういうことが総定員法でもうたわれているわけですね。そうすると、きめられたワタの中であつてしまふということだけじゃない。毎年のように各省庁に配分する定員が増減あるのもしかるべきだと思ふし、毎年のように国会に、総定員法の増員あるいは減員、このことが出てくるということとは、私はこれは当然の姿だと思ふ。ところがそういう姿が全然ない。一回きめられたワタというものを後生大事にして、それでもなおとつと削っていく。こういうことをされるから、これは文部省に限らず、各省庁にわた

まして、本来人件費で支出しなければならない給与、賃金、これらの費用を物件費で支出するということはどういうことですか。これもあらうに、人間さまの生活費に見合う賃金、給与、これを人件費で支給しないで物件費で支給しておる。その物件費で支給する人件費のウェイトというものは年々ふえてきておる。それが先ほどちょっと読み上げましたように、特に図書館、国立大学の図書館全体として、図書館協議会の意見として、図書館自体の運営にこのまゝいったら支障を起す、こういうふうに言うておるくらいなんです。片方では総定員法で、人件費をこれだけしか使つておらないというふうに言うておるけれども、片方では年々よからぬ——やはり物件費から人件費を支出していくということとは、私は、いいことではない。そのことによつて、本来の目的達成のために適切な予算支出にならない。それがほとんど人件費に使われているというふうなことは、本来の予算の目的に使われぬ、こういう結果を招くわけでありまして、そう無理をなさらないで、やはり幅を持たせた定員の増減というものを考える必要があるんじゃないか、私はこういうふうに思うのですが、どうですか。

○平井(通)政府委員 予算問題にわたりますので、私がお答え申し上げるのが適切かどうかかわかりませんが、御指摘のように、文部省の場合におきましては、いわゆる校費制度というものがございまして、それが庁費という形になっているわけでございしますが、こういった校費という制度は、研究なりあるいは教育の遂行にあたりまして、できるだけ弾力的な研究なり教育が可能になるように、いわば比較幅の広い制度としてつくられたようでございます。したがって、研究の必要上、あるいは研究の実験のための助手的な仕事を、賃金という形でお雇いになるというふうなこともございまして、あるいは研究の設備をお買いになるという場合もございまして、あるいは光熱水料なりその他の消耗品に充てるというふうなことも認められておる。そういう制度自体

は、やはり基本的にはむしろ当然あるべき制度として考えざるを得ないのじゃないか。その問題と、その結果、勤務しておられる方々がたまたま長期にわたり、かつ、御希望としてやはり国家公務員としてずっとつとめたいという方々がある問題は、先ほど来御指摘がありまして、当然わかることはわかりますが、その問題と、この校費制度なり庁費の制度というものと別に考えていただる必要があるのじゃないかと思ひます。

○大出委員 関連質問を二、三させていただきますが、一つは、いまの管理局長が答えておる総定員法ができるまでのいきさつでございまして、この委員会が私を中心で、ずいぶん長い議論を十幾つかの省を集めてやってまいりました。それに触れた答弁がいまありましたが、少し当時のやりとりと違ひますから、そこをひとつはっきりしていただきたい。

あなたの前の前の局長の河合さん。河合良成さんの御子息さんですが、いま次官でございまして、河合さんが局長の時代です。なぜ一体、職の定数は法律で定める、こうなつておつて各省設置法できめてきていたものを総定員法にしたかということ、これは人員削減ではないという前提がはつきりしている。佐藤総理がちゃんと答えておる。総理に出ている。佐藤総理がちゃんと答えておる。現在の公務員の総定数、これは明確に数がきまつているのだからこれを維持していきたい、ここから先にふやすことを避けた、そういう意味であつて、いまの定数を減らしていかうという意図ではない。そこで、三年五%なり、あるいは期間によつて八%という定員削減をやるんだけれども、なま首を切るということとはこんりんざいしない、各省間の定数のバランスというものを考えたい。三年五%なり八%なりで減らしていった定数は、ではどこで持つておるかといへば、行政管理局がそれを押えてプールのしている。そうして必要な部門に対して再配置をしていく、こういうのが基本的な考えである、こういう説明なんです。総理自身が答えている。そこで、さて三年五%なり八%

というものを各省庁が減らしていく、これは省庁が行政管理局に案を出すわけだから、行政管理局がやったのじゃない。各省に、おまえさんの省は五%です、案を出さない、そうすると各省庁と管理局との間のやりとりで、どうしても弱いところにしわが寄る可能性がある。

たとえば運輸省の航空部門なんかでも、ローカル空港の管制官はみんな切っちゃった。最近でも農業をまいたり何かする小さい飛行機がよく落ちている。これは、空を飛んでいって農業なんかをまいてるときに、気象が急変をする。風速その他が変わる。そうすると一番小さい飛行機は危険なんです。管制官もすぐ連絡しなければならぬのが、全部削減されて、いなくなっちゃった。たいへんなことになりはせぬかということが一つ大きくクローズアップされた。

あるいは気象庁の場合に、富士山頂レーダーをこしらえた。三年五%で人が減っていくから、六時間しか使えない。たいへんな金をかけて、行政管理局、これは指示までしているんだが、それを入れたが、その気象観測は満足に動かない。なぜなら人がいないから。それから、二時間おきに露天その他を含めて気象観測をやっているものを八時間に縮める。そうすると、いまでも天気予報なんというものは、気象庁が言うのを聞いているよりも、げたでもはうり上げて、ひっくり返った上下でもって、あしたの天気は晴れだか雨だか雨かをきめたほうが早いといわれるくらい、当たらない。当たらない天気予報がますます当たらない。そうでしょう。そういうところにしわが寄ってしまつて、三年五%で弱いところにしわが寄ってしまつて、三年五%で弱いところは弱いけれども、国民にとってはきわめて重要なところが削られていくということがあってはならない。これはぜひ議論した。

だから、そういうことにならないように行政管理局が責任を持ってやる。省庁から上がってくるけれども、とりあえずそれで認めてきめたにしても、その後、追跡調査等やって、君のところの

そこはいけないということで、配分しなければならぬものは配分しますという約束になっている、この委員会におけるあなたの方との間の。いまの東大の図書館の部門における、この間私もちょっと説明を聞きしたが、これもある意味では一番弱いところにしわが寄っている。だから、あなたなかなか苦しい答弁をなさっているけれども、でき得れば人がほしいんだ、あなたの方だ。気象庁長官が当時最終最後の答弁として、実は残念ながら口から出して言えなかったが、そこまで言われたんだから言います、実は必要な人員です、人員ですが、しかし、やむを得ず三年五%どこかで減らさなければならぬから減らすですと、とうとうお答えになった、三時間もかけてここで論議して。あなただつて、毎年毎年、事務局長や東大の総長が要求はします、認めますと何べんも言っているんだから。いま和田君の質問の中で、途中で消えていくという、それはあなたの方の苦しさがあるわけだ。職員組合との団交の中の苦しさもある。

だから、ざっくりばらんに打ち明けて言えば、いまの職の定数は法律で定めて、その職とは、恒常的な職というものは、これが定員なんです。恒常的な職に間違った人だから、定員として認めたい。認めたが、つべんからの政策上、やむなくまん中にはさまって苦勞しているんだという答弁だ、あなたの言っているのは、だから、行政管理局に言いたいのは、その一番根本に戻って、必要などころには配置することになっているわけだから、あなたの方でそういう配置のしかたが、弱いから削った、そのままだと困る、必要なのだから。どうそれを配置して手当てをしていくかということ、あなたの方を追跡して方針を明らかにしていくということになっているわけだから、おやり願わなければいけない、これは。

それから、もしあなたも首振るのなら、河合さんに来ていただければ、河合さんとやりとりしているんだから、河合さんが担当局長なんだから、これははっきりしていただきたい、行政管理局、い

まの点は。

それからもう一点は、非常勤の皆さんの問題と、これは、古くて新しい問題なんだ、これは。私が全通という労働組合の企画部長、書記長の時代から、私はかつて昭和二十四年の官公事務局長の時代からずっと続いているんだ、これは。同じことをやっている。騒ぎが大きくなって、非常に運動が盛んになって、実際にその場所にいる方々が出てきて、四年も五年も非常勤で、あるいは日々雇い入れ、あるいは二カ月更新、あるいは人事院の承認を経た者、経ない者、あるいは常勤の非常勤、あるいは林野庁のように常勤の職員、常用職員、たくさんある。あるが、いずれも四年も五年も、中には十三年も。林野庁なんかそうですよ、十七年。そういう人たちに定員化を漸次やっていきますといつても、林野庁のような場合に、冬、雪が降っちゃうと伐木ができないというような場合に、これは矛盾であることは百も承知なんだ。行政管理局と人事院と林野庁と、全部集まってもらつてやりとりしたこともある。政策とからむ。からむが、しかし、いま和田君が取り上げていられる問題は、できる限りそれは定員化していく、そして日々雇い入れというものはなるべく人事院と相談をして常勤的なものにかえていくというふうに、段階を追って定員化していきますというふうなことは各省みんな答えてきたこと。しかし、そのときに大幅に定員に入つた年もあつた。あつて非常勤がうんと減つた。よかつたなと思つていて、しばらくたつて気がつく、いつの間にかまた物件費や何かでばさつとまたふえている。繰り返したんですね。

これについては、やはりもうここまで来れば、古くて新しい問題じゃ済まないのだから、どういう方針をとるかということ、おのの省庁ではなしに、行政管理局、人事院等が中心になつてきめて、もう一べんはつきりしていかないとこの処理はできない。だから、私はやはり、いまの問題はせつかく具体例をあげたんだから、この席でこういう方向で努力をするという決着をつけて

ほしい。あなたの方は、明らかに恒常的な職である

ことをお認めになったんだから。ただし、総定員法ができて以来、定員と予算、いろいろのバランスがあるからあなたはおっしゃる。だから、全前のようなわけにいかない面があるとおなたはおっしゃる。つらいところだと思ふ。思うけれども、基本的にこれが恒常的な職であるということをお認めになるなら、その定員化の方向について努力をする。これは文部省だけの責任じゃできないんだから、所管の内閣委員会のわれわれの側も、属人的にその方々の個々の名前をあげてみれば、定員に入っている人と同じ仕事をさせている非常勤なのだから、たいへんな労働条件の低下なんです。それから、そういう面については、全体として総定員法というものが踏まえて、それなければ行政管理局要らないんだから、行政機構全体を踏まえてどうするかということ、われわれも努力しますけれども、そういう意味であなたの方は、この気の毒な方々について、国に制度的に責任があるのだから、定員化の方向に努力をなさる、そうして要求すべき予算要求、定数要求はして、どこかで消えるようなことはしない。出して切つてこれれば、これたことを明らかにする、なぜ切つたかということ、明らかにさせる、そうしなければ問題は前へ進まないのだから、そういうふうな筋道を立ててお答えをいただいて、前に進めていただきたい。これは長い議論ですから、はつきりさせていたいただきたい。

○木田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、大学のこれからのあり方、図書館だけのご意見で、全体含めまして、恒常的な職として増員を必要とすべきものについては、十分実態を考慮して関係当局に予算としては要求をしてまいる所存でございます。

○平井(通)政府委員 文部省の要求を受けまして、慎重に検討いたします。

○和田(貞)委員 これは、いま大出委員も言いましたように、これからの問題としても、私はいまあげましたのは、単なる東大の総合図書館のこと

について言ったわけで、東北大学のほうからもうすでに要求があると思うし、京都大学のほうからすでに要求があると思うし、もう国立大学全般にかかわる問題であるわけです。そういう基本にのっとって文部省としてもひとつ解決してもらいたいと思いますし、そのことを強く要求しておきたいと思う。

そこで、私は時間があるまいので、なんです、いま大出委員が、言いましたように、これは人事管理の面として根本的にやはり考え直してもらわなければならぬ。先ほど人事院と行政管理局と、私のところでない、私のところでないと言いつたように、私は過去のこの点についての議事録を見てみたら、どこでも同じことを言うておる。それは人事管理が一元化しておらないということなんです。定員については行政管理局、給与については人事院、総理府の人事局はその間に立つて、何あったのか、ここにあったのか、わからぬというようにことをやっている。私はこれはやっぱり、人事院というのは形式的には第三者機関になっておるわけなんです、よく見詰めて適当な勧告、適当な勧奨、これをしていく、こういう役所でありまして、人事管理については、私の意見としては、総理府の人事局が一手に引き受ける。

本来、国家公務員というのは、特別職を除きまして一般職しかおらない。いまの一般職ということをもうすなおに流して解釈するならば、総定員法でうたわれているように、各省庁の所掌事務を遂行するために恒常的な職として必要な定員、この中に全部入っておらなければいかぬ。それ以外の職員というのは本来あってはならない。たまたま文部省のほうから答弁なさってあったように、なるほどその職員以外に、本来の国家公務員以外に、一般職以外に必要なことがあると思えます。急に夏場に、たとえば税務署あたりではアルバイトを雇って事務を大量に整理していくというように、これこそが日々雇用のアルバイトなんです。純然たるアルバイトなんです。だから、私が

言いたいのは、本来の姿としては、総定員法でうたわれた職員以外にあるべき姿としては、非常勤とアルバイト、これ以外にはないのが姿なんです。それが、常勤の非常勤職員という名前をつけてみたり、定員外職員というような名前をつけてみたり、臨時の職員だということの名前をつけてみたり、臨時の職員だということの名前をつけてみたりして、総定員法のワケにはめられておるがために、何とかこの所掌事務を遂行するために、それじゃ人が足りないのじゃないかと、苦肉の策として、本来恒常的な職であるにもかかわらず、人権を無視するような、人権問題になりかねないような形で人を採用するという姿があらわれておるわけですから、これは根本的に解決しなくちゃならぬ。そのために、総理府の人事局が一手に引き受けて、今後一切そういうことがないように、そのかわりに前提条件として、この際もう一度行政管理局は総ざらいして、各省庁の所掌事務を遂行するために一体どれだけの人員が必要なのか、いま現在としてはどれだけの人員が必要なのか、ということとをここで再調査をやって、そして、いま指摘したような職員がなくても所掌事務が遂行できる人員を把握をして総定員法を改正していく、こういうことに踏み切ることが前提に立つわけなんです。この際もう一度、部分的にじゃなくて全面的に定員化していく、そしてその問題が解決してから、今度は、いま大出委員が言うように、何ぼでもこのことを繰り返さないようにするために、人事管理を総理府の人事局が担当して、各省庁がかってにいろいろな名目をつけて、たとえアルバイトにしろ、たとえ非常勤職員にしろかってに採用する、そういうことがないように必ず人事局が合意を要して、いま文部省ではどれだけのアルバイトを雇って、人事局ではどれだけの非常勤職員がおる、各省ではどれだけのものを政府機関全体として、アルバイトというものを政府機関全体としてど

く使っておるんだということを常に人事局が把握する、こういうことをやることによって、今後二度とそのことを繰り返さないというチェックをする役割を果たすことになると思う。こういうような面でも、総理府人事局と行政管理局、人事院と三者が協議をして、総定員法のワケを拡大するということの前提に立つて、もう一度新たな協議をしてもいい、こういうふうには思っているわけなんです、その点についての御意見をひとつお聞きしたいと思います。

○大林説明員 人事局といたしまして、人事管理上の問題がございまして、行政管理局、人事院とあるいは関係各省、十分協議してまいりたいと存じます。

○和田(貞)委員 行政管理局も人事院もいいますね。

○平井(通)政府委員 総定員法を拡大するという前提に立つてという御意見でございましたが、この点はきわめて大きな問題でございまして、ただいま即答はいたしかねますが、基本的には総理府なり人事院と御協議して、この問題等について慎重に検討することにはいたしたいと思っております。

○和田(貞)委員 先ほど大出委員の質問であなたが言ったように、単に文部省の問題だけでなく、私は全体の問題として文部省の意見を聞くというところから、私が申し上げておるように、人権問題としてまわつるような臨時職員、非常勤職員、定員外の職員の問題を、この際根本的に解決するために、各省の実態というものを調査し把握したら、定員法のワケを拡大するという結果になる可能性が非常に大きいわけですから、もしそうになったら、そういうことをやるというのを前提に置いてやらないと、いま私が申し上げましたようなことが逆になってしまうわけですから、あえて言っておるわけですから、いまの答弁は、もしもそういうことであればワケの拡大ということもあり得る、そういうことを含めて検討するということに解釈をしておきますが、いいでしょう。

○平井(通)政府委員 本来、恒常的に設定される官職の問題としては、政府全体として増加が必要であり、その結果において総定員法の検討が必要であるという事態が生ずれば、それはその段階において検討したいということでございます。

○和田(貞)委員 臨時職員というものの、定員外職員というものは本来あるべき姿でないもので、人権問題にかかわる問題でありますので、私はあえてつけ加えておきたいと思っておりますが、労働基準法でも、常用労働者というのは、先ほど言われた。形式的に臨時、形式的に日々雇用、形式的に季節労働者、こういうことになっておると、社会通念上ずっと継続しておるものについては、これは常用労働者というように解釈するのだというものがたまえなものです。だから、形式的にいかにかあれ、日々雇用であれ、身分は臨時の非常勤職員になっておれ、その職務が、恒常的な職であるという職を担当しておる職員である以上は、これは本来の姿に返していく、これがたてまえでなくてはならない。それが、臨時的と恒常的というのを、季節的であるとか何であるかという形式的な勤務の態様によつて区分しておくというところに問題があるのであつて、その者がやっておる職が恒常的な職にあるのか、臨時的な職にあるのか、こういう考え方に基づいて臨時的職員、定員内の職員、こういう理解を行政管理局も人事局も人事院も各省もやってもらいたい、こういうふうには私に思うので、私は、いま申し上げましたように、臨時職員というものは、形式的な勤務の態様というのじゃなくて、あくまでもその職が恒常的であるか臨時的であるかということで区分すべきである、こういうふうには思いますが、行政管理局、そのことは念を押しておきますが、いいですね。

○平井(通)政府委員 もともと私も、職の性質によつて議論すべきものであらうとは考えております。

○和田(貞)委員 それじゃ、先ほど申し上げましたように、時間があればもう少し言いたいわけなんです、ぜひともひとつ、行政管理局、人事局、人事院、三者で、この際多くの人権問題にかかわる職員の解決のために努力してほしいと思う

わけなんです。文部省としては、特にいま申し上げました定員外職員は、各省見渡しますと文部省が一番多いわけですから、本来文部省というものは教育に携わっておる重要な所掌事務であって、教育基本法でも「われらは、個人の尊厳を重んじ」ということが前文にうたわれておるし、教育基本法の第一条では「人格の完成をめざし」、こういうことが表現されておるわけなんです。それ以上文部省としては、各省よりも率先して、自分の部内でそのような職員が一人でもないようにならなければならないと思っております。この点ひとつは、文部省の今後の積極的な問題解決のための役割りを強く期待したいと思っております。最後に文部大臣の御所見を承っております。

○奥野国務大臣 当初にも申し上げましたように、定員の削減の問題、率は切り下げられておるわけでありまして、大学の事務職員等にも適用されておるわけでございますので、かなり無理がきているという判断をしておるわけでございます。今後とも積極的に定員の増加に努力を続けていきたいと思っております。

○和田(貞)委員 それではひとつ再度文部大臣に強く要求すると同時に、総理府人事局、行政管理庁、人事院、ひとつ積極的に問題解決のために乗り出していただきたい、こういうことを強く要望いたします。私の質問をこの辺で終わりたいと思っております。

○三原委員長 中路雅弘君。

○中路委員 文部省の設置法案の問題ですが、大学あるいは学術研究機関に携わっておる日本の知識人や研究者の現状を見ますと、その大きさをから見て、大学と学術研究、国際交流、それを行政的に二つに分けて、それぞれ昇格させる。私は、一般的にはこの機構改革の必要性ということも、今度の二分の問題がいまの文部省の進められている文教政策と非常に深い関連を持っているということなんです。その点からもやはり見ていかなければいけないと思つたのですが、これは二月七日の文教委員会議事録で河野政務次官が予算案の概要を説明していられた中に触れているわけですが、こういうふうな述べているわけなんです。「四十八年度は、四十七年度に引き続き、中央教育審議会の答申の趣旨に沿って、教育改革のための基本的な施策の一その推進をはかること」といたしております。そのおもしろものを申し上げますと、まず教育改革に取り組む文部省の行政体制の整備についてであります。「四十七年度においても、文部省の機構について一部の整備を行ないましたが、四十八年度においては、高等教育の改革と計画的な整備充実を推進する体制を整備するとともに、学術の振興及び教育・学術・文化の国際交流・協力を推進する体制を整備充実するため、大学学術局及び日本ユネスコ国内委員会事務局を廃止して、新たに大学局及び学術国際局を設置し、学術国際局にユネスコ国際部を置くこととした」と述べておられます。この説明の中で非常に明確にされておりますように、今度の設置法の大学と学術研究、国際交流の局を分けるという機構改革が、文部省が進展められておる、ここにいわれている「中央教育審議会の答申の趣旨に沿って」とおっしゃっていただきますが、この中教審の答申に沿うものであるということをおさえておく中で明確にされているわけなんです。私は、いまこの問題を、時間もありませんし、この席上で議論をするつもりはないのですが、また内容については文教委員会等でむしろ議論するほうが適切かと思つて、今度の機構改革が文教政策の中教審の路線の推進として説明されておる。こういう立場から見ますと、この機構改革に、私も最初言いましたように、一般的にいまの現状から機構改革ということは一面的な必要があるとは思つておるのですが、中身が文教政策の問題とかたかく結びつけて提起をされているということから賛成するわけにいかないというふうに考えているわけですが、この問題はきょう議論するつもりはありません。しかし、こういう説明もあります。

から、最初にこの点について一言お考えをもう一度お聞きしておきたいと思つております。

○奥野国務大臣 大学学術局自体が十一の課を持つておるわけでございます。たいへん仕事の分量が多い。局長一人たいへん苦労されているところでございます。その中でいま高等教育の改革にお触れになりましたが、私たちは昭和六十年代には大学へ進む方々を同一年齢層の四〇％と考へておるわけでございます。昨年で二八・二％でございますから、一〇％以上の増加を見込んでおるわけでございます。そのことはいまの国立大学の規模で申し上げますと、十年余りの間に国公、私立を合わせまして二百校くらいつくりたい、こういうことでございます。そうなりますと、いまでもたいへんな大学学術局が、教育の面だけを取り上げておるとたいへんな事務分量になる。これはやはり数だけのものじゃございませんで、どういうような科目の学生をどの程度の定員に持つていく、それをどういう地域につくっていくとか、いろいろなことがございまして、先生の養成の問題もございまして。あるいは学生の処遇の問題もございまして。たいへんな事務分量になっていくわけでございます。

同時に、学術の面を取り上げても、これは御承知のように日進月歩でございます。これはなしに、国際間の広がりを見せておるわけでございます。国際間の広がりという事になりますと、単に学術問題だけではないかもしれせん。教育の面におきましても、あるいは文化の面におきましても、一そうそういう面が深まっております。この際ユネスコ国内委員会に設けられております事務局、これを廃止してでも、大学学術局を大学局と学術国際局とに分けて処理しなければ、とてもまかない切れない、こういう事態でございます。

私、お話を伺いながら、筑波大学で研究と教育とを分離した、そういう思想がおそらくこの機構改革の中にあるんじゃないか、こう疑つておられるんじゃないかというのをちよつと感じたわけでございます。全然関係のないことでございませう。現在でも大学学術局の中で、教育に関する課と学術に関する課とが明確に分かれておるわけでございます。したがって、そのままで一方は大学局に置く、学術関係の課は学術国際局に置くというだけのことでございまして。その点は全く違ひを申し上げておきます。

○中路委員 私も、現在、課が二つあつてこれが昇格になるわけですが、先ほど言いましたようにいまの現状から見て、こういう部門の大きさをから見て、一般的な機構改革というものは当然認められてもいいんじゃないかという気もしてはいたのですが、いろいろどういふ意図でやられていたのかというところも検討してみますと、いま言いましたようなのも一つの例ですけれども、河野政務次官の説明もありませんし、これは簡単な機構改革じゃない、やはり中身と合わせて十分判断をしなければいけないという考えを持っておるわけですが、この問題はきょう議論をするというつもりはありません。

もう一つ、この大学学術局を分離して大学局と学術国際局とするという内容と関連して一言お聞きしておきたいのは、日本学術会議と特殊法人日本学術振興会についての問題です。これは試案のままだったんじゃないかと思つて、日本学術振興会のあり方、この中で文部省と振興会の人事交流について書かれてある場所があります。「文部省は、学術の振興の企画調整を担当し、学術の振興のための実施事業は、原則として本会がこれを一元的に執行すべきものとする基本的考え方から、かつ、有能な職員を確保するうえからも、本会職員と文部省との人事交流が円滑に行なわれるように措置することが是非必要である」という箇所があるわけですが、この今度の文部省設置法改正案の中で、大学学術局を二つに分けて大

学局と学術国際局にするとなっていますけれども、このこととの関係といいますが、文部省と振興会の人事交流の問題、これはここで、試案ですけれども書かれてあるような方向で今後やられるのかどうか、一言お伺いしておきたい。

○木田政府委員 日本学術振興会は、日本学術振興会法の定めるところによりまして、文部大臣が所管をする特殊法人として規定されておる次第でございます。振興会の役員につきましては文部大臣が任命する、振興会の職員は会長が任命するということになっております。現在、大学学術局がそのお世話を担当しておるところでございます。今回、学術国際局と大学局とに分かれました場合には、学術国際局のほうで日本学術振興会のお世話をいまままでお取り扱いしたいというふうに考えております。

いまお取り上げになりましたのは、学術振興会自体の今後の進め方についての希望、見解でございます。将来文部省が担当いたします学術振興のための具体的な業務を、できるだけ多く学術振興会が実施機関として処理できるようにしたいという振興会側の御希望として、私どもも中間的に聞かせていただいているところでございます。

○中路委員 この国際学術交流の推進の予算は前年度に比べてどのくらい増加しているのか、またそのうち、学術振興会に関する予算、それがどのくらいになっているのかというのが、もしおわかりになりましたら……

○木田政府委員 本年度の学術振興会の予算は九億六千七百万でございます。このほか、学術の国際交流関係の経費といたしまして、国際関係の予算は四十八年度七十五億一千百万でございます。四十七年度の四十八億五千七百万に對しまして二十六億五千三百百万の増ということになっておる次第でございます。

○中路委員 いま聞きました予算の点でも、学術振興会が非常に伸びているわけですね。学術会議との関係で見ますと、はるかに多いでございまして、朝日新聞にいつか、学術振興会の一人歩きです

か、というような解説記事のようなものが出ていたこともありますが、今度のこの改正案が、先ほどの「日本学術振興会のあり方」という試案、これを事実上進められていっているというように予算の面でも感じがするわけですね。学術国際局を分離させて、その中でこの振興会への指導あるいは強化、こういう側面が予算の面でも非常に強くなってきているのではないかと。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

かつてこの学術振興会ができたとき、振興会法の三十五条の中で、「文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に關し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする」ということがいろいろの議論の中で加えられていたわけですが、私は、この学術振興会法の三十五条に照らしても、現在の学術会議とこの振興会の関係を見た場合に、実情を見ますと、文部省がこの振興会を強化しながら結局学術会議をますます形骸化していく、そういうような感じがして、非常に危惧を持つわけですから、日本の科学者の内外に対する代表機関である学術会議に對して、予算の面でも非常に少ない。話を聞きますと、会議もろくに開けないというふうな実情ですけれども、その点について、いまの振興会の関係も含めて、振興会のほうをずっと強化しながら学術会議はますます形骸化されていくというふうな現状に事実上あるのではないかと。この点についてどのようにお考えか、ひとつお考えを少しお聞きしたいと思います。

○木田政府委員 日本学術会議は、すでに十分御存じで申し上げるまでもないと思いますが、科学者の立場から科学の振興に關する献策をするのが基本的な役割りかと考えております。文部省のみならず政府各省に對して、かくありたいという御意見を科学の立場からおまとめになつていろいろと建議をなさるという役割りの機関であるというふうな思っております。それを受けまして、名前のごとく日本学術会議でございますから、しよせんその学術が基本になるわけでございますが、学術の振興策を行政上の責任官庁として担当してま

いりますのは文部省の立場であるというふうな考えの次第でございます。でございますから、行政上、学術の振興策を十分に進めていかなければならぬ、私どもとしてはそういう強い責任を持つておるわけでありまして。

その際に、学術振興策を進めますにつきまして、すぐに設置されております日本学術振興会のような特殊法人が、学術交流あるいは具体的なフェローシップの提供、スカラシップの提供等の業務を担当してくださるということは絶対に必要なこととございまして、具体的な振興事業というものが学術振興会の手によって行なわれることになる、こういうたてまえになると思うのでござい

ましたが、私どもはこの学術振興会の法律の中にも、いまお触れになりましたように、学術の振興に關する献策機関であります日本学術会議と文部省と学術振興会が緊密な連携をもつて、具体的な科学の振興政策自体は文部省がそれを遂行する、また文部省が政策的には遂行いたしますけれども、具体的な実務としては日本学術振興会がその実務に当たる、こういう関係になつておるものと思うのでござい

でございますから、私どもは日本学術会議の期待にこたえるためには、文部省の学術関係の予算が大幅にふり、また日本学術振興会自体が十分な予算をもつてしっかりと仕事をしていくということにならなければならぬ、このように考えておるところでございます。

○中路委員 これもこれ以上突っ込んできようは議論するつもりはありませんけれども、いま言いましたように、振興法の三十五条に關しては議論があつたわけですね。この中にも「振興会の組織及び業務の運営に關し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする」ということが明記されていまして、実際に個々の問題を見ますと、本来学術会議が行なうべきものを学術振興会がやっているという中身も幾つかあります。予算の面で見ますと、六七七〇〇から学術振興会の予算は非常に

伸びてきていますけれども、学術会議のほうはほとんど変化しないという状態にもあるわけですから、私はやはり、この学術会議の持っている科学者の代表機関としての重要な位置からいって、もっと学術会議について予算的にも強化をする必要があると思ひます。振興会の問題についても、いま読みましたこの振興会法の三十五条で定められているように、学術会議と緊密な連絡をしてその業務や運営についてやっていく、この方向をぜひ守つてやっていただくように、これは要望ですが、特にこの際お願いしておきたいと思うので

私はきょうは、先ほど、和田議員、それから大出議員が関連質問をされました定員外職員の問題を詰めて御質問しようと思つておりましたけれども、非常にダブる点がありますから、時間の節約の点で、あとで二、三それに関連した問題をちょっとお尋ねしたいのですが、その前に、これも先日、参議院で私どもの加藤議員が質問した問題ですが、もう少しお尋ねしたいと思ひます。教員の採用の問題です。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

四十八年度の教員採用の選考の結果を見ますと、二十五の国立大学をとつてみまして、千五百人以上の不合格者が出ています。こまかい大学の内訳については省略しますが、ほとんどすべての大学で、数十名から、多いところは百名以上の不合格者を出しているわけですが、東京近県を見まして、神奈川、埼玉、千葉をとつてみても、いわゆる人口の増加している県で、教員が非常に不足しているといわれているところですが、ことし四月の採用者数の中に、正式免許を持った人が大量に不合格になつてゐる。そして一方で臨時免許で就職している人が非常に多くなつてゐるわけですね。たとえば神奈川で例をとりますと、全採用者二千二百四十四名中臨時免許二百二十七名。埼玉は、これは非常に多いのですが、千五百四十五名中六百十五名、千葉で千八百十九名のうち三百四十九名になつてゐるわけですが、私はこの不合格者に

なった人たちをいろいろ調査してみますと、かなり明確な不当差別があるのではないかというふう
に思います。

特に不合格者になった人たちの在学中をいろいろ調べてみますと、ほとんどが学生自治会あるいはサークル、こういった面の活動家といえます。か、そういう人たちが占めていますし、たとえば埼玉大学でとってみますと、十六名中十三名の不合格者は、埼玉の知事選でいまの畑知事の選挙母体になりました明るい革新新政をつくる会、この会で活動してきた人たちです。千葉大、横浜国大その他についても同じようになっていますけれども、このような学生自治会等で……（発言する者あり）きょうは近藤さんでない人がしゃべっていますね。学生自治会等で当然の活動をしている、サークルに入つてまじめに活動しているという人たちが不当に差別を受けている。参議院でも答弁がありました。が、私も、いわゆる過激派集団といわれている連中が教員採用の中で不合格の対象になる、これはある面で当然のことだと思ひますけれども、詳しく例をあげませんけれども、この非常に大量な不合格者を調べてみると、学内では非常に善良な学生、あるいはまじめな自治会の活動家、そういった者が非常に大量に入っています。

その点で、これらの一次試験、二次試験の合格、不合格の基準が非常に不明確ではないか。これも例は幾つかあるのですが、時間の関係であげませんが、一次試験の内容でほとんど満点に近くとっていると思われた連中が落とされたりしています。私は、可否の基準をもっと明確にする必要があるということ、この中に不当な思想差別があるのではないかという感じをするわけですが、この点について文部大臣のお考えを伺いたい。非常に大量な不合格者が出ている。四十八年度、国立大学だけでも全国で千五百人以上ですね。この基準についてももう少し明らかにしていただきたい。

○奥野國務大臣　一応筆記試験をしまして、あとでまた面接試験などをしているようでございます。

昭和四十八年七月十九日

す。採用予定者よりもオーバーする人を一応合格にして、その中からさらに選考するというやり方をとっておりますので、多少基準が明確でないじゃないかというような御指摘が生まれてきているのじゃないか、かように考えるわけでございますが、やはり選考します場合に、筆記試験である程度の成績をとってもらわなければならない。筆記試験が大同小異であります場合には、やはり人物を見て、教師に適合しているかどうか。それなりの愛情とか使命感というようなものが必要なわけでございますので、その結果で最終的に決定される。そのために、基準があいまいだということのないいろいろな誤解が生まれてきているのではないかと思います。私も、学生自治会で運動したということだけで採用しないということはありませんかと思うのでございますけれども、その点はやはりよく注意をしていきたい、こう思います。

同時にまた、過疎県でございまして、なかなか定員がふえませんので、採用者をたくさん予定できない。したがって、そういう地域におきましては、その地域で奉職しにくいものですから、自然大都市等に回ったりするわけでございますが、婦人の方でございまして、なかなかそうもいきにくいというようなことがございまして、ある程度国立大学を出ながら教職につけない方もいらっしゃるのではないだろうか、こう思います。今後、できる限り教育学部を卒業された方々全部就職していただけるような体制に私としては持っていきたいものだ、かように思います。

が各所にあるわけです。

たとえば一つの例をあげますと、静岡県の場合、四十八年の四月現在ですが、臨時免許発行の問題を見ますと、いわゆる合格名簿に載っている不採用の人たちが合計二百五十二名います。しかし、二百五十二名、合格名簿に載っている不採用になっているのが、いづれにかかわらず、静岡では四十九名もの臨時免許を出しているわけですね。実際には合格者名簿に載せられている者がこれだけ大量にいて、その人たちを採用しないで臨時免許を四十九名も出す。これは私がさきに読んだ免許法に對しても違反ではないかと思うのですが、こういう違法行為の中に、先ほど言いました不当な差別やそういうものが含まれるのではないか。静岡大学のほうからの訴えもありますけれども、長いので読みませんが、こういうことは私は絶対に見のがすことができないのではないかと思うのです。東京都では一名も臨時免許を出していません。たとえば静岡のいまの例ですね。こういう実態はどういうふうにお考えですか。

○岩間政府委員　静岡の具体的な例は、ただいま初めて承ったわけでございますけれども、臨時免許状を四十五年、六年で申しますと、四十五年度に東京が四百六十九名が百五名に減っておりまして、それから千葉が四十五年が五百四十一、四十六年度が五百十、神奈川が四十五年が二百九、四十六年が百二十九。それから静岡の場合は、四十五年が二人で四十六年が三人というふうな、これは小学校の場合でございますけれども、数字が一応出ているわけでございますけれども、これは過密地帯でございますと、特に集団住宅等ができて、その際に若い夫婦の方で小さなお子さんを持っておられる、小学校に行っておられる方が将来中学校に行かれるということが予想されるわけです。したがって、今度は小学校のほうの先生が余つてきて、中学校のほうが足りなくなつてくるものというふうな現象が予想される場合に、中学校の臨時先生の免許状を持っておられる方に小学校の臨時免許状を与えるというふうな、これは人事管理上

のいろいろな問題がございまして、おそらくそういうふうな配慮をしているということであろうと思います。これは、一般的にいえる場合でございまして、個々の場合につきましては、たとえば静岡の場合にどうなっているかということにつきましては、私ども詳細には存じておりませんけれども、いづれにしましても、そういうふうなやむを得ないと申しますか、将来を見越してある程度政策的にやらざるを得ないというふうな場合があるか、そういうふうな考えておる次第でございします。

○中路委員 幾つも実例を出されておりますけれども、たとえばこういう例もあるのですね。これでも直接手紙で来ておるのですが、北海道の学芸大学札幌分校を卒業した人で、横浜市の教育委員会試験、これは倍率八倍というなかなかたいへんなものですが、これの試験に合格しまして、校長面接も終わって採用が内定している、本人がそれで上京するということで、ただそのときに幾つか不足の書類があったということを出して、大学から人物調書が行ったのですね。そうしましたら、本人が、採用になったというので、北海道から横浜へ来る汽車に乗る十分前に採用取り消しの通知が舞い込んできたということで、非常なショックを受けて、事情についても手紙が来ておりますけれども、こういう実例の訴えが非常にたくさんあるわけですが、私はこういう実例をいろいろ見るにつけて、採用の基準といいますが、合否の基準、これが非常に明確であるだけではなくて、試験で合格していても、そういう学校側の思想的な差別というものが、試験の採用においても明らかに含まれておるのじゃないか。不合格になった名簿を全部見てみても、そういう人たちが集中するわけですね、やはり先ほど言ったようなものが。

そういう点で、これはことしもこれから採用試験が始まるわけですが、多くの受験者は、またことしもこのような差別が行なわれるのではないかと、非常に不安があるわけでありま

が、そういう点で、まじめに学業をやっておる、そして学内でも、サークルの活動にしても、自治会の活動にしても、善良な学生としてまじめにやっておる、そういう学生に対する不当な差別、あるいは活動歴による差別、そういうものは絶対にやらないというのを、行政指導においてもそのことを徹底させていたきたいし、また、不当なそういう差別があった場合には調査をして、この問題についてそういう問題が起きないような処置をぜひともやってもらいたいということをお願いしたいわけですが、具体的な事例でよく話してお話しようと思っておりますが、省略してお話をしているわけですが、ひとつこの問題について大臣のお考えもはっきりさせていたきたい。

○奥野国務大臣 採用を内定しておきながら取り消しをするなどということは、まことに不手ぎわなことだと思ひますし、そういうことがありますと、いまおっしゃいますような疑惑を生む種になるのじゃないだろうか、たいへん心配をいたしますわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、筆記試験で成績の上の者から採用するということについては、私はやはり反対でございまして、選考によりまして、教師に向かうか向かないか、それも大きな比重を置いて最終的な決定をすべきではないか、かように考えるわけでございます。

また、私が参議院で申しましたことについては御賛成をいただいたわけでございますが、政府を暴力で破壊することを主張するような団体に入っておる者など、これはやはり採用すべきでないことは、法律で定めておることでもございまして、いたすべきではないと思ひます。反面また、学生自治会で活動しておったというように、差別をするのも、これは私は不穏当なことだとかように思ひますので、そういう考え方は浸透させるように今後も努力をいたしたいと存じます。

○中路委員 いまは二の例だけをあげましたけれども、こういう実態や事例がたゞさん寄せられております。私のほうでも資料をまたそちらに出してもいいと思ひますが、具体的な事例については調査をしていただいて、その中に不当な差別があるということならば、行政指導としても改めるといふことを強く要請しておきたいと思ひます。

それからあと、和田委員と大出委員が関連質問をやった問題ですから、先ほど言いましたようにダブらないで簡潔にお尋ねをしていきたい。

定員外職員の問題ですけれども、先ほどお話をあったような実情ですね。たとえばここに「定員外職員白書」というのが東京大学の職員組合で出しているのがありますが、ある定員外職員の日記というのにも出ておりますが、私は、この日記のところでどこを讀むたびに、定員外職員が置かれておる現状というのが非常によくわかると思ひます。これは先ほども出ていましたが、「定員外職員の給料」というのは、研究費から出したり、物件費から出したりしているらしい。するつてエト、オレの給料は、本棚や机や鉛筆削りと同じ扱いになる」ということも書かれておりますけれども、実際に給与がこのような物件費であるいは研究費から払われていくというふうな、こういう現状をいつまでも——私は、先ほども出しましたけれども、人権問題としても、こういうことは許しておくことはできないのではないかとこのように考へるわけですが、それが総定員法という法律のワケで縛られて、結局こういう事態にならざるを得ない。

またこの人の話ですと、これからもそうですが、夏休みになり、共済組合の休養のための宿所案内のチラシが配られたので、自分も今度の夏休みにぜひ行きたいと言ったら、共済組合に入っていないとダメだといふことで、定員外は規則上入れないと言われて、この夏の休みも、同じ仕事をし同じ職場で何年も働いておるにもかかわらず、定員外職員だといふことで共済組合の入れないといふ訴えもあります。

また、ある人は、夏にからだをこわして二月月間休んだ、その間全く金がもらえない、十一月になつて初めて一万五千元という涙金をもらったけれども、二カ月間休んだ間が一万五千元ということですから、これではどういやっていけない。これは宇宙研の人の話ですけれども、当局というところと定員並みの待遇をもらつた、それもずっとあとに、長い間の交渉の経過があつたことで、すといふこともここに書かれておるが、「非常勤職員（定員外）」は、継続して働くのは会計年度内に限られており、そのため、実質には数年間つとめていても、書類の上では形式上、年度の末に一日ないし数日クビをきられ、四月一日づけで再採用される、という手順なのだ。「毎日毎日クビをきられ、三月三十一日には、「本格的に」クビを切られ、四月一日には、また毎日クビを切るために「再採用」する」というのが定員外職員の現状だといふことをこの白書の中である人が書いていますよ。

私は、こういう実情、しかもこれが大学の職員の関係で一番多い。定員外職員は一万人以上にのぼっているわけですね。いま読みました定員外職員の人たちの声ですね、これはやはり、先ほども関連質問で大出議員がやりましたけれども、解決するのについて、文部省はもっとやはりしっかりした方針で臨んでいただきたい。全体で二万人くらいあるんじゃないですか。そのうちの一万をこえるのは文部省関係の定員外職員。先ほども和田議員が幾つも例をあげました。私も資料もたくさんありますけれども、この中でほとんど、それが定員外職員という臨時の職員の仕事じゃないですね。これは日教組の大学部がつくっている資料ですが、この中に名前をあげて実例がたゞさん出ています。見てみますと、全部臨時でやるような仕事でないわけですね。名前を一人一人あげて御質問するといふことは、先ほどの和田議員の質問もありましたからやめますが、同じような実例です。この一冊の中に出てくる名前だけでも相当なものだ。

また、もう一つお話ししますけれども、この「定員外職員白書」の中で、「定員外職員が今すぐやめるとまわりの仕事にどうひびきますか」という定員外職員についてのアンケートですね。これは宇宙研ですが、いろいろ出ています。他の人に大きな負担がかかるか、あるいは実験が不可能になるとか理由をあげていますが、全部合計しますと、九一%の人が、定員外職員をやめると実際にこの仕事はみなとると言っていますね。定員外職員といふのはそういう欠かせない中に入っている。実際仕事をしている九一%の人が、定員外職員といふものがなければ日常の研究所の仕事は全部とまってしまうんだといふことも言っているわけだ。

また、従事している仕事、定員といふゆる定員外職員の仕事に差を感じるかどうか、差別があるのかどうかといふことについても、これも結論で言いますと、九〇%以上の人たちが、日常の仕事の内容について差がないといふことを言っているわけですね。先ほどの答弁で、定員外職員というのは職務が臨時的なものだといふ話もありましたけれども、実際に仕事に携わっている人たちのアンケートでも、仕事に差がないんだといふことを九割前後の人たちが答えているわけですね。あらゆる面から見ても、皆さんが先ほど答弁された、この定員外職員といふのはこういう解釈でやっているんだといふことと実情は全く違うわけですね。

身分においても、仕事においても、正規の定員と同じ仕事をやっているのが大部分だといふことがいえるわけですが、しかもこれが逆に年々拡大していつている。総定員法のワケによつて必要な業務に見合う定員が確保することができない。増大している業務量をこなすために、本来なら定員をふやしていかなければいけないわけだけれども、これが総定員法でふやせないの、定員外職員といふことで採用している、これが実際の実情ですね。これを何とか糊塗しようといふから、先ほど皆さんが答弁されたように、非常に苦しい答弁になつてしまふ。

やはり私は、この問題は、先ほど大出議員も関

連賃問でやっていたように、根本的にこの定員外職員の人たちの問題を解決するという立場で、特にこれが文部省の関係が多いわけですから、当たっていただくということについてのお考えももう一度ここで確認しておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 十数年もたつたかと思うのでございますけれども、常勤的な非常勤職員、それを計画的に定員に組み入れたことがございました。反面また数年前に、国家公務員の定員を削減して、こうとういうことになりました。四十七年、四十八年、四十九年、三年間に一般行政職では五割の削減。各省において若干事情が違つたわけでございますけれども、そのあたりを文部省としても食らっているわけでございます。

先ほども申し上げたわけでございますけれども、国立大学等の現状から考えますと、似たりよつたりな削減を加えていくことについては、私は、無理がある、その無理が来ている、こう考へるわけでございます。ぜひ定員の増加を強く要請して、いままでも出ております問題などの解決に努力していきたい、こう思っております。

○中路委員 先ほども和田議員から、幾つも具体的な例でお話がありました。私は一つだけ具体例でお尋ねしますが、これは私のところに本人から長い手紙が来ておりますが、大阪大学の蛋白質研究所で定員外職員として働いていた島田ティさんという方が、これは訴訟になつていますから御存じだと思いますが、一九七一年の二月末に部屋の研究費の削減というのを理由に解雇された定員外職員の方ですが、八年間同じ職場で働き続けてきたわけですね。形式上は数ヶ月ごとの契約更新ということになってはいますが、そしてその八年間の勤務時間は午前七時から八時間の勤務。実際の仕事の内容も手紙で詳しく出ていますけれども、実験に用いた器具の洗浄や整理、あるいはクリーニングの依頼、受け取り、各部屋の清掃、ずっとあげられてはいますけれども、この業務は実際にこの部門における研究活動に絶対に必要な業務です。そういった中で、三十八年から島

田さんは通算して八年間再任用を重ねて継続して従事してはいたわけですが、四十六年の二月二十七日に解雇された。しかもこの雇用は、任命権者は阪大の総長ですが、一つの小さい部門の研究費が削減されたということで解雇されるということも、私は非常に不当なものだと思います。

しかもこの解雇は、御存じのように、日々雇用者である定員外職員についても、一カ月以上継続して使用された場合、その解雇には三十日間の予告、あるいは三十日以上平均賃金の支払いが、労働基準法のたしか二十条ですか二十一と関連しても必要だと思ひますが、島田さんの場合は、こういう予告も、あるいは三十日以上の手当の支払いも行なわれていない。どうしてこういう不当なことがやられてはいるのか。この島田さんのことはおわかりになりますか。

○木田政府委員 いまお尋ねの島田さんにつきましては、昭和三十八年という御指摘がございましたが、これは教官の個人的な依頼によるお手伝いをされたものだと思つてはいます。私どものほうで承知をいたしておりますのは、昭和四十三年三月一日から昭和四十六年二月二十七日までの間、断続的な勤務をしておられたというふうに承知をいたしております。そうして昭和四十六年二月二十七日をもって雇用期間の満了による自然退職というふうに承知をいたしておりますのでございませう。したがって、雇用期間が明示してあるわけでございますから、事前に退職の予告をするというところも、もちろんもう行なわれておるわけでございます。そして、一般の場合の例は当てはまらないと思ひますが、島田さんからは、昭和四十七年二月二十五日、人事院に対して業務補佐員としての身分を失ったことに対する審査請求がございましたけれども、人事院は、本件の自然退職は国家公務員法八十九条にいう処分ではないというところで、審査請求についての却下があった次第でございます。今日御指摘がありましたように、四十七年八月十六日から大阪地裁に対しては訴訟が行なわれておるようでございますが、そ

の結果を待つ以外にないと考えております。

○中路委員 公判の中で、国が被告になつておるわけですが、こういうふうになつておるわけですね。定員の内外を問わず、一般公務員に任期を定めることは禁じられていないとし、恒常的な業務であっても、専門の知識や経験を必要としない単純業務の場合は代替性が強いので、同一人を續けてその職につかせる必要はないし、日々雇用でも十分だ、こういう趣旨のことが述べられてはいますけれども、単純労働であれば首切りは一向に差しつかえないとか、あるいは強制配転もできる、こういう論理になれば、定員外職員だけではなくて一般の事務職員についてもこういうことでやられてくれば、非常な不安を持つわけですね。

いまおっしゃつたように、確かに雇用の契約と云うのがありますけれども、しかし事実上、定員外職員というものはそういう何回かの再雇用でみな何年も続いてきておるわけですから、首切るときだけはそれを使つて、雇用は何か月なんだから当然だ、手当も出さなくてもいいんだ、こういう定員外職員が一人からいるということになれば、しかもそれが大学というところで一番多いわけですね。私はこの点では、日本で最高学府といわれている大学の中で、このような労働者の基本的人権にかかわる問題が、しかもそれを無視したいろいろの雇用形態がとられてはいる、これは非常に大きな問題だと思ひますし、定員外職員全体の問題だけじゃなくて、特にそれが大学に一番多い。しかもいま言いましたように、労働者の基本的な権利にかかわる問題が非常にこれに関連してあるわけですから、その点でぜひとも、先ほどから関連質問でも出ていますように、この定員外職員の解決の問題。実際に、仕事においても、先ほど例をあげましたけれども、同じ仕事の人たちが全部、同じ仕事をやっていると、差別はないんだというのをみんな認めているわけですね。しかし、定員法のワケで縛られてはいるためにこういう雇用形態をとらざるを得ない。それが大学を入れて一万をこえているという実情ですね。これはもう放

置をしているということではできないのだと思ひますので、先ほども御意見をお聞きしたけれども、最後に要望で申し上げておきますが、この問題は至急に解決するという決意でひとつ当たつていただきたい。このことを強く要望しまして、一応質問は終わりたいと思ひます。

○三原委員長 有島重武君。

○有島委員 文部省設置法の一部改正、その中身は、大学局と学術国際局の新設だということになつておるわけでございますけれども、文部行政がこうした法改正によって飛躍的に充実されるかどうか。あまり変わらばえがないというのじゃ困るわけでございます。その御覚悟は十分おありになると思ひますけれども、その際に、いままでの文部行政が、とかく教育そのものに、特に大学、学術、そういったものに介入して、手を突っ込んでくる、そういうことがいままでも心配されてはいたわけでありませう。そういう方向に充実されては困る、充実されるのはほんとうに民主的な学問が進む方向に充実していただきたい、それが一番の私たちの基本的な問題になりますけれども、最初に大臣の御所信を承つておきたい。

○奥野国務大臣 日本が経済大国といわれながらも文化大国といわれる事態にならないことは、私もたいへん残念な気がするわけでございますけれども、日本の教育、研究が一そう充実しますように、その環境を整えるということに最善の努力を尽くしていきたい、かように思ひます。

○有島委員 きょうは時間が制限されておりますので、あまり詰めた話はやらないで、どんどん骨子だけやつてまいります。

大学局設置に関連いたしまして、いま一番問題になつております大学の入学の問題ですね。提案理由の説明の中にも「大学入学者選抜制度の改善」ということが出ております。これは大学入試の改革案は、いつごろ発表される御用意がありますか。

○木田政府委員 入学選抜制度の改善のために、

毎年会議を設けて鋭意検討を進めておるところでございませうが、高等学校の学習指導要領が四十八年から変わりました際に、大学入試につきましても一つの切りにもなりますので、共通学力検査等の導入が国立大学だけでもできないかということ、今日国立大学協会等ともタイプアップいたしまして、五十年あるいは五十一年の実施を目標にいたしまして、いま相談を詰めておるところでございませう。

○有島委員 お話では、大学入試の改革についておそくも五十一年には結論が出る、そういうことでございませう。これについては、やはり大学のあり方全般についての考え方ということもまた問題になっていこうと思ふんですけれども、これも詰めた話はやめませう。

大学の設置基準の改正については、その御用意が、おありになるか。お考えが、おありになるか。

○木田政府委員 すでに一部弾力化等を行なつたところ、ございませうが、今後とも引き続きこの設置基準の弾力化という方向で検討を進めておるところでございませう。先般単位の互換制度と申しますが、他の大学で勉強した単位を自分の大学に当ててもよろしいといったような措置も講じたところ、ございませう。引き続き大学の御要請に沿つて、大学改革の具体的基準の弾力化という方向は考えてみたいと思つております。

○有島委員 単位の互換性について踏み切られたことについては、私も四、五年前から御提案申し上げてきたわけ、このほど踏み切られたことについては、たいへん評価いたします。その他さらに受講形態を少し規定してどうかという提案を私たちは文部省に對しても申し上げてありますけれども、お考えいただきたいと思ふんです。大学四年間いれば、ただその時間だけでも卒業できるというのではなしに、少人数教育をどのくらい進めたいか。それから、これからは大学は人数多くなり、今後は非常に多人数教育ということが避けられないと思ふます。にもかからずその質を高めようということについては、そ

の受講形態でも一つ一つの基準を設けられる、そういう方向をお考えいただきたいと思ふますが、どうですか。

○木田政府委員 大学の授業方法の改善その他は個別に進めていかなければならぬところでございませう。予算におきまして、教育工学センター等を個々の大学に設けてまいりまして、多くの学生を扱いながら、しかし細分化された学生の指導ができるようにといった教授法の改善には個別に取り組んでおるところでございませう。

○有島委員 次にいきたいと思います。教育、学術、文化の国際交流について中央教育審議会に諮問しておられるというふうな聞いておりますけれども、その経過状況を伺いたいと思ふます。

○奥田政府委員 中央教育審議会におきましては、昨年の六月十二日に第一回の総会を開催いたしまして、「教育・学術・文化における国際交流について」という諮問を受けました。それから四回にわたつて自由討議を行ないました。あと、昨年の十月から、日本語教育と教育交流と学術交流と文化の四つの特別委員会を設けて、審議を進めてまいりております。その後、各委員会とも毎月一、二回審議を重ねてまいりまして、今月の末には総会を開きまして、各特別委員会の主査から審議状況を報告することになっております。なお、これらの報告に基づきまして、中央教育審議会は今後答申の取りまとめを行なわれる予定になっております。

○有島委員 少しうるさくて聞えなかつたのですけれども、教育、学術、文化の国際交流について中央教育審議会に諮問した、そのことについては今月一ぱいに結論が出るのですか。

○奥田政府委員 今月一ぱいで結論が出るのではございませんでして、今日まで各特別委員会四つに分かれました。たとえば日本語教育、教育交流、学術交流、文化の国際交流、こういう問題について特別委員会を審議を進めてきております。その特別委員会の審議が大体いままゝた段階にまいりまして、今月末に総会を開きまして、特別委員

会の主査から審議状況の報告がある、こういう段階でございませう。

○有島委員 特別委員会の主査から報告があるのは今月末、それがさらに答申になるのはいつごろになりますか。

○奥田政府委員 今月末に特別委員会からの報告がございまして、それを受けて総会でさらに審議を続けられるわけにございませう。そういたしまして、いつごろになるかは審議の動きによつてきまつてくるわけにございませうが、委員の任期等を考えまして、年度末までに、あるいは年内に最終的な答申がまゝとるようになればと思つております。

○有島委員 文化庁の方来ておられますか。芸術文化の国際交流の大きな現状と、いまのそちらの方策について伺います。

○清水政府委員 芸術文化の交流につきまして、芸術文化の交流がわが国の芸術文化の振興自体にプラスになるといふ観点と、それから芸術文化の交流を通じて日本の文化を理解をしていただく、そしてそれが各国との相互理解、親善に貢献する、こういう観点から進めておるわけでございませうが、大きく分けて人的交流の面が一つあるかと存じます。

人的交流の面につきましては、具体的に申しますと、芸術家の在外研修ということ、新人芸術家を養成したいということ、外国へ派遣すること、一つございませう。それから、本年度から入れていただきました、芸術文化の新人ではございませんで、指導者を海外へ派遣して各国の高度なものをみてきていただく、それをこちらへプラスしていただく、こういう事業が一つございませう。

なお、こちらの受け入れの問題といたしましては、私も少しは、芸術文化につきましましては、できるだけ民間団体の活動を活性化させたい、こういう角度からいたしまして、各種芸術文化団体があるという国内で事業をやります場合に、識者を招請するとかというようにございませう。そういうようなことに対して助成措置を講じ

ていく、こういう芸術文化団体への助成の措置が人物交流の面でございませう。

なお、芸術文化は現代だけに限りませんで、広く文化財を含めて考えました場合に、高松塚古墳壁画の修復技術等の問題につきまして、ローマにエネスコの文化財修復技術センターというものがございませうが、そこへこちらから派遣をする、あるいはまた、先方からこちらへ来ていただくとかいう人的交流の面。それからまた博物館、美術館交流を相互に実施しておる、こういう点がございませう。

それから情報の交流につきましては、これはなお十分でございませんで、今後拡充をしてまいらなければならぬ、こういう状況でございませう。

○有島委員 文化庁のほうにはいろいろ御構想があるようでございませうけれども、それが予算措置が非常に少ない、そういうことで、項目はあつても非常にそれが中途はんばに終わつていくということがある、これは大幅にほんとうに充実していかなければならぬんじゃないかと思ふます。これも詰めた話はいませんでせんけれども、文部大臣、ここでもつてひとつその方向性だけでもお約束をいただきたいと思ふます。

○奥田政府委員 わが国も、幸いにしてそういう方向に大幅に予算を盛れるようになったわけにございませうので、積極的な努力を四十九年度予算においては行ないたいと思ふます。

○有島委員 それはほんとうに期待していいですね。

海外の子女教育について、先日わが党の外務委員の渡部が問題を提起したようであります。その内容は略します。

それでもう一つ。いままではいわゆる先進諸国といひますが、ヨーロッパ、アメリカあたりに派遣されている日本の方々が多かつたわけにありますが、これから、そちらに行つても教育施設が非常に不十分である、しかも何十人かの方々が、家族があればまあ学校形態をとることもできるけれ

ども、そういうことも不可能であるというような状態がいまも起こっておりますし、今後も多くなってくるんじゃないかと思うのです。多角的に多くの国々との交流ということが多く起こってまいります。そういったしますと、その国ではなしに、お隣の国には教育の環境がある、施設があるというところでもって、奥さんたちは、飛行機で行ってすぐ二時間、三時間の国のところに住むとか通うとか、そういったことも起こってくる場合に、日本からの送金が海外に派遣されている人のところにいく。そうすると、国境を越えてとにかく子供の教育はしなければならぬが、派遣された本人が国境を越えて学費を払う場合に、また別なタックスを払うとか、そういうようなことが現実には起こってござります。こういったような問題も含めて、海外子女教育というのをさらにもう一歩突っ込んで考えていかなければならないのじゃないかと思っております。この点もしかりやっていたらいい。これも突っ込んだ議論ができないうのがあれですが、一言お答えいただいております。

○奥野国務大臣 お話のように、在外邦人の子女の教育の問題、非常に重要なことでございます。できる限り日本人学校の整備もはからなければなりませんし、その内容の充実につきましても、教師の派遣、その他通信教育のこともやっておりますのでござります。同時にまた、帰ってこられた場合の受け入れ、これもたいへん重要な問題でございます。いずれにいたしましても、総合的に整備の必要が非常に大きいわけでございますので、外務省とも十分連絡をとりながら格段の努力をいたすつもりでございます。

○有島委員 外国人に対する日本語の教育、これについてのいまの施策を御説明いただきたい。

○清水政府委員 簡潔にお答えさせていただきます。先ほど中教審の関係でお話ございましたように、日本語教育特別委員会を設けていま審議をお

願っておりますが、できるだけ日本語教育センタ一的なものを早急に設置すべきだ、こういう議論が強く出ておりますので、その方向に向かって努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○有島委員 これは新しい分野でありますけれども、数年にわたってこの面でもってかなり苦勞していらつしやる方々も大ぜいいらつしやるようであります。そういった方々のいままでの経験を、いまおっしゃっているその構想の中に組み入れられるようにして差し上げたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、そういった御配慮をお願いいたします。

○清水政府委員 ただいまの議論でも御指摘の点は出ていますのでございまして、十分配慮してまいりたいと思えます。

○有島委員 ユネスコについて、この法改正によりまして、学術国際局が今度は一手にユネスコの問題を処理するということになるんですね。これは何か事務的な支障が起こり得ないかどうか、予想される困難というものがどの辺にあるのか、それはどう認識していらつしやるか。

○西田政府委員 今回の改正によりまして、ユネスコ国内委員会の職務権限には何らの変更もございません。国内委員会の事務局が学術国際局の中に含まれることによりまして、文部省全体として、ユネスコを通ずる国際的な協力事業と、その他の部局にわたってござりました国際理解あるいは国際協力に関する仕事を、一体的にまとめて遂行するという点において、それがより合理的に、そして強力に推進できるようにするのではないかと、かように考えております。

○有島委員 当然そういうことになると思うのですけれども、より合理的により強力にということとは、一番最初に申し上げたことと同じように、ちょっと心配になりますのは、ユネスコの活動がより官僚的に運営されるというようなことがあつては困るというふうに私は思います。この点も、これは今後の問題だと思えますけれども、私

たちもよく見守つてまいりたいと思っておりますので、よく御配慮をいただきたいと思えます。それから、ユネスコを通じての国際交流、いま文化庁で言われました国際交流、それから外務省における国際交流、そういったような関係性は、ユネスコではどういうふうな始末をしていらつしやるか。

○西田政府委員 国際交流、国際協力と申します場合に、その目的とするところにいろいろなねらいがござります。先ほど来お話がありましたように、わが国が積極的に日本について正確な理解を深めていただき、これによって友好親善を深めるというねらいもござります。また学問の世界のうちに、国際的な交流と協力によってお互いに有無相通じてお互いに発展を刺激し合う、こういう趣旨もござります。ところがユネスコの場合におきましては、そういった問題は直接の目的ではなく、御承知の国連機関としてのユネスコの世界全体の大問題に、ユネスコがいろいろな事業計画を立て、日本は加盟国としてこれに協力し参加して、その地球全体にわたる大きな人類の共通の問題の解決に日本が寄与するか、こういう観点の問題でござります。その個々の事業にはかなり共通性もあり似たところもございまして、私もユネスコの場合にも、これが対外的な方針に關与いたします場合は外務大臣と密接に御連絡を申し上げるというふうになっております。従来とも文部省内におきまして、国際関係者の間における常時の連絡の機構をもつてこれらの仕事の円滑化をはかるように努力してまいりました次第でござります。

○有島委員 最後に大臣、国連大学の進捗状況についてお話しください。

○奥野国務大臣 先般、国連のほうから事務総長が訪れましたり、あるいはナシマン氏を同長といたしました調査団が訪れたらいたしまして、その話し合いの過程から、日本がどのような国連大学を受け入れについての考え方を持っているか、財政的な問題もあわせて報告したところでござります。この秋には、国連大学憲章草案、これが国

連総会にかかると思いますが、また事務総長から、いずれの地に企画調整センター、研修施設を設けることがいいかということの勧告を総会にされる、その段階において決定になるということでございます。

○有島委員 時間が来ましたので、終わります。

○三原委員 長 大出俊君。

○大出委員 きょうは文部大臣に三つ四つの問題で実はじっくり承りたいと思つたわけでございますけれども、本会議の時間等がございまして、たいへん短い時間だということになりましたので、二点にしぼりまして承りたいのであります。本年に入りましてから、学園の理事長と名のつく方々が不正事件を起こしまして次々に起訴をされておる。私立立正学園、これが一つござります。本年の一月から三月までの間に東京地検の特捜部が摘発した学園の事件が三件、いずれも起訴までいっております。いまの私立立正学園の事件もおそらく文部省はよく御存じだと思いますので、ちょっとお考えを聞いておきたいのであります。担当の局長さん、きょうおいでになっておりますか。これは一体どうしてこういう事件が起こったのか、あなたのほうで御調べになった結果に基づいて、将来に向かってどうすればいいかというのを含めて、まず承りたい。

○安嶋政府委員 立正学園の問題でございますが、これは立正学園の前の理事長が寄付をいたしました株式を、その後の、すでにやめておるわけでございますが、財務担当理事が、他にはかるとなくかつて売却をいたしましたので、その際に売却の差額を着服をしたという事件でござります。事件が起こりました直後、さっそく私も、関係者を呼びまして事情を聞き注意をいたしましたわけでございますが、やはり問題は、学園の内部におきまして、そうした重要な事項を処理をする手続きが明確にされていなかった、一部の理事にまかせつきりであつたためにそうした事故が起こつたということでございます。

学校法人の業務は、御承知のとおり理事会とい

う合議体におきまして、原則として過半数で決せられるわけですが、日常の業務は常務理事等にまかせて執行するというのも、これはやむを得ないことでもあり、かつ適当なこととも思いますが、今回の事件のように、学園の重要な資産が一財務担当理事によって処理されるというような、そういう運営の方式はきわめて不適切であるということで、注意もいたしておる次第でございます。

○大出委員 例の松本の歯科大学事件もございすね。また最近では福岡歯大の不正事件もございすね。私、いま持っているこの資料には、まさに学園の理事さんの私利私欲のための悪徳オンパレードだなんて書いてありますが、おのおの事件の内容は非常に詳しく分析してここに書いてありますけれども、実は少し時間をかけて読みたい原因があるのですけれども、その時間がございせん。ございせんので、あまりありませんからね。これは文部省の姿勢という問題と非常に大きくからむとは思いますが、そういう意味で、いま問題になっております福岡歯科大学事件、これはどういふ事件かという点について、どこまでいま把握を調べておられるかということについて、警察庁にお見えをいただきましたから、そちらのほうから最初に一言お述べをいただきましたら、わけでございます。

○田村政府委員 ただいまお尋ねの福岡歯科大学の設立認可をめぐる事件でございますが、現在まで警察で進めております捜査の状況でございますが、容疑が二つございまして、一つは贈収賄の事件でございます。一つは業務上横領の事件でございます。

贈収賄のほうの事件でございますが、事件が発生をいたしましたのは四十六年の十二月ごろでございますが、収賄者側は、当時の大学設置審議会の委員であり、東京医科歯科大学の教授でありました桐野忠大。贈賄者は、当時福岡歯科大学設立準備委員会の準備委員長で、現在福岡歯科大学の理事長をしております穂坂恒夫は準備委員会の

副委員長、実行委員二名、それから九州歯科大学の同窓会東京支部の理事をやっております者、この五名が共謀をいたしまして、四十六年の十二月ごろに、この福岡歯科大学の設立認可につきまして、桐野に対して無銘の日本刀一振り、時価四十数万円と見られますが、これと現金五十万円を贈ったという贈収賄事件が一つでございます。

それから業務上横領事件は、やはりこの福岡歯科大学の設立準備委員会の委員でございまして、設立準備資金の収支等に関する業務を担当いたしておりました大城三春、この人が、四十七年の十月から一月ごろの間に、自分が保管をしておりました同大学の準備委員会の金の中から、数百万円を着服横領をしたというものでございす。警察におきましては、現在のところ、十数カ所の捜索と数十名の参考人から事情を聞きまして、現在この事件の解明並びに裏づけに全力を注いで捜査をいたしておる、こういうような状況でございます。

○大出委員 時間がまことにありませんから、二十分くらいというところで、たくさん問題があるのですけれども、質問のしようがないのです、一括聞きます。

まず、元理事長さんが一流建設部長と組んで業務上横領をやったというのが詐欺の麻布学園事件ですね。警察のほうにもいろいろ前から聞いておりますけれども、これも起訴になっておるのです。それから、設立認可をめぐるたいへん不正問題が起りまして、これは商社までからんでいる。見せ金という形で基準になるべき資金をぐるぐる回した、そんなことまでやっているんですね。それから、先ほどちょっと承りましたが、これは非常に複雑な中身を持っておりまして、立正学園事件。三件一月から三月までの間に起こっている。

そこへもってまいりまして福岡歯科大学。これも実はすいぶん多岐にわたる、文部省の中まで捜査するという騒ぎだったと思うのであります。こういう事件が次々に起こるというのは、一体その根本的な原因というのはどこにあるとお考えで

ございますか、大臣は。何が悪いのかというところ。

○奥野国務大臣 それぞれ事情は違ふと思うのでございすけれども、基本的な考えますと、学校の体制あるいは文部省のこれに対応する姿勢におおしな部分が多々ある、かように考えておるわけでございます。それぞれ事情は違ひますので、いささかなお洗ってほしいと思ひますので、考えさせていただきますが、謙虚に反省していかなければいけない、また対応策を速急にとつていかなければならない、こう思っております。

○大出委員 それぞれ事情が違ふからそれぞれ対応の策をと、こうおっしゃるんですが、基本的な問題はまだほかにありはせぬかという気がする。私、ここにだいたひ集めた資料があるのですが、これは医大あるいは歯科大学等々めぐりまして、この入学にあつての金の動きですね。これはこれだけ、私、資料を集めて、文部大臣に事ここかに、文部省の調査もありませんが、どうも釈然とせぬものもありますので、含めて実は承りたいのですけれども、これは二千万なんという順天堂でございすけれども、第一次の筆記試験が受かったと家族と一緒に面接をやる。家族が行くすかという話。まあしょうがない、世間さまはどのくらい寄付するんですかと云つたら、一千万円くらいですなんというふうなことを言つて、それでは私のところも一千万円と言つて約束をしたところが落つた。あとで調べたら、最高二千万までの寄付が行なわれていたなんというわけですね、これは。

私の長男坊主も、かつて官立の医大を受けますというので、三年ぶつ続けて受けておりましたが、六十八人というところへ二千人も受けに来るんですからね。さて、その私立の医大となると、そのときにも聞いてみましたところ、これはたいへんな金なんですね。じゃ一体、それらの寄付金が集まつて、それがどういふふうに使はれるか、どうなつていくのかというの、ある意味の象牙の塔

でございましてね、さっぱりわからぬ。こういうことをやっておいていいはずはない。一体その金はどこにどうなつてしまつていくのか。つかみで一千万くらいですか、千五百万ですか、あなたは千八百万ですか、いや私のところは二千万。二千万出す人もありますと言つたら、もう一人の人は二千万出たというのです。そうしたら二千万の人が受かつている。

こういう乱脈なことをやっておれば、医大、歯科大学なんというものは、それは金の問題の不正だ云々だということとは起らないほうがおかしい、率直に言つて。明確な医大商法ですよ。これは根本的な問題です。それでまあ、そこで資格をとつて国家試験を受けた方が国民医療に携わるのですから。そこらところを抜本的に考え直さなければ、オンパレードなどと書かれておりますけれども、この問題は直らないと私は思うのです。

だから、すいぶん時間をかけて、どこの大学はどのくらいの寄付というのを、何人受かつていて大体どれくらい出しているかということとを全部調べてみた。実はきょうは、これを端から取り上げて詰めてみたかったのですけれども、残念ながら時間がございせん。したがって、基本的な点しか承れないのですけれども、将来に向かってこういう点まで触れて、これは坂田さんのときは一ぺん私は簡単に聞いたことがありますが、どういふふうな政治の姿勢ということも含めましてお考えになつていくのかということ。もうこれはたくさん事例があるのですから、いまこの時点で、将来に向かってこうするという方針がなければならぬと私は思うのですが、これから検討しますなんというばかなことでは、これでは国民が納得できないんじゃないですか。いかがですか、そのところは。

○奥野国務大臣 数日前にもこの委員会でも実は申し上げたのでございすが、やはりそれなりに医師不足という背景がある。同時にまた、入学時に多額の寄付金が徴収されておつて、それが比較

的におわされてきたというようなことが私は背景になつていふと思つたのでございます。

四十五年以後に二十一の私立の医科大学、歯科大学が認可になりました。今後のあり方といつたしましては、なお私立で認可を希望しておられるところが相当あるようにございますけれども、やはり慎重を期していきたい。反面は大きな金のかかるものでございますので、国公立の医科大学、歯科大学の増設に努力をしていきたい、これが一つでございます。

もう一つ、四十五年以後の認可の大学につきましても、あと追いで調査をしていきたい。松本歯科大学のように、認可申請をされたときの申し出と現実とは全く別でございますので、こういう問題についてはあと追いの調査をしていきたい。

第三には入学時の寄付金、これは、文部省は従来、入学を条件とする寄付金をとることはまかりならぬ、こう言つてゐるわけでございますけれども、私は、明らかにこれは入学を条件とする寄付金ではないか、こう考へております。やっぱり純真な青年の心をむしろ傷んでいる。だからこの適正化に努力していきたい。同時に、認可を受けるのとたんに、定員の問題にしましても、その他の問題にしましても、無視した運営が行なわれておるわけでありまして、その点いろいろ問題がございます。学校教育法の監督に關しますような規定も、私立学校法におきまして、私立学校にはこれを適用しないと言ひ切つてゐるわけでございます。私はやはり、私学の自主性を尊重しなければなりませんけれども、いまのように野方図にして文部省は何らかまえないというやうなことで、ただことばの上の指導、助言だけでもいけないのではないだろうか、干渉にわたらないことで仕組みを考えながらやはり立法措置が必要ではなからうか、こういうことであるという検討を続けている最中でございます。

○大出委員 実は全く時間がございませんから、あらためていまの問題は質問をいたしたいと思ひます。ぜひひとつ、これは捜査の面を担当され

る警察関係の方々のほうも、納得のいくきびしい捜査をしていただいて、そして文部省側も、これは私は基本的には、国がもつと教育、この歯科大学あるいは医大というもののについて、医師不足云々という問題もございまして、したがつて、思ひ切つて予算的な措置を講ずるという基本姿勢がなければならぬ。私は兄貴が東北大学の医学部の出身の医者ですから、医者の世界は全く知らぬわけではない。だからやはりそこらのところは、根本的に国の政治の姿勢に原因がある、こう申さなければならぬと私は思ふのでございます。したがつて、その上で私大について徹底的にきびしい基準を設けて、そして監督を強化していく。両面なければならぬと私は思ふのでございます。そこらはひとつ将来に向かつて十分御検討いただいておきたい。あらためて質問いたします。

それから次に時間があるまいからもう一点だけ承りますが、神奈川県の場合にいたしまして、たいへんな人口増。これが社会増といわれる流入人口ならいゝのですけれども、最近自然増といふのが五四〇〇くらいあるんですね。年間二十万をこえる人口増加なんですけれども、そのうちで五四〇〇くらいが自然増。つまりほかから入つてきたのじゃない、そこまできまえてゐる。そうすると、このままほつておきますと、高校不足のため中学浪人がぞろぞろたくさん出てしまふ、高校施設がないのですから。しかも各区域にながめてみると、九九％高校進学をしてゐるところがだいぶふえてきてゐる。

そこで、先般、予算の分科会で、私は一つ例をあげました。横浜の磯子区というところに丸山台というところがある。住宅公団が公団住宅を建てるといふことで計画を立てましたが、住民の反対等もあつてできない、そういう事情にあつて、ここを高校用地にということと相当広範な父兄の動きになつてゐる。

この問題と、もう一つ、南区の横浜国立大学、これが移転する。そのあと地について住宅公団の家を建てるといふことが住民の知らない間にき

まつておりましたが、これだけ広大な地域に、地元の方がずいぶん長年協力してきてゐるところです。ここは高校を一つつくりなさいといふことで皆さんに質問をしたところが、文部当局としても協力をする。それからまた建設大臣にも質問いたしました。建設省もその意味の協力はする、こういうことになつてゐるわけでありまして、その後さつぱりどうも進展をしていないわけでございますけれども、高校というもののについて、考え方を、将来に向かつて、国庫補助その他の問題も含めて考えなければいけないと思ふわけでございますが、きょうは時間がございせん。

基本的には高校全入という問題もございせんが、それに近い状態が出ておりますので、どう考えればいいのかという点と、あわせて用地という問題について、一体基本的に文部省はどうお考えになるのかという点と、二点についてお答えいただけます。これまた資料がたつきんございせんが、あらためてまた質問いたします。

○安嶋政府委員 ただいま御指摘がございましたように、神奈川県その他千葉、埼玉、東京、大阪、兵庫等の府県におきましては、相当数の高等学校の増設を必要とする状況でございます。これに對しましては、高等学校教育は実態といたしまして、御指摘もございましたように、進学率も八七・二％という高い率でございますし、かつまた進学希望者の大多数が高等学校に現実に入学をしておるといふやうな実態でございます。でござい

ますから、実質的な面から申し上げますれば、準義務教育的な実態になつておるといふことがいえるかと思ひます。したがらしまして、この高等学校進学希望者の収容という問題は、非常に大きな問題でございます。

ただいま文部省におきまして全国の状況等を調査をいたしておるわけでございますが、神奈川県の場合でございますと、中学校卒業生が、四十八年度から五十五年度までの間におきまして、九万四千人増加をする。あるいはこれに對應いたしまして、四十八年度から……

○三原委員長 簡単に結論を言つてください。

○安嶋政府委員 そういう事態がございまして。これに對しましては、国庫補助の要望等があることも承知いたしておりますが、現段階では地方財政措置を充実するといふことでこれに對應していきたい。

それから用地の払い下げの問題でございますが、横浜国立大学の清水ヶ丘の土地につきましてはなお思案中でございます。四十九年度中に移転するといふこととございまして、その後の処置につきましては、御趣旨を十分参考にして処理をいたしたいといふふうに考へております。

○大出委員 それでは、建設省に來ていただいておりましたが、丸山台のほうもできる限りの御協力をいたしたい、こう思ふのですが、一言だけ答えてください。

○福地説明員 丸山台につきましては、三月八日でしたか、先生御指摘がございまして、その後いろいろ県当局と接触をさせております。現在のところは、必ずしもまだ十分な結論に達しておりませんけれども、今後いろいろな折衝したいと思つております。

○大出委員 大蔵省の方もお見えいただきましたが、時間がございせんので、ひとつ建設省はじめ文部省等関係当局と御相談をいただきますように、前向きでひとつ取り組んでいただきますように要望いたします。三十分残しませんとあとが終わりますので、終わります。

○三原委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三原委員長 次に、橋本登美三郎君外十名提出にかかると靖国神社法案を議題といたします。

靖国神社法案
靖国神社法案
目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 役員及び職員(第十条—第十八条)

第三章 評議員会(第十九条—第二十一条)

第四章 業務(第二十二条—第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十三条)

第六章 監督(第三十四条—第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事業をたてる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところによ

り、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員の解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(職員)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(職員任命)

第十八条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十九条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての中出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けべき業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができない。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二條 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(規程)

第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五條 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六條 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七條 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産目録等)

第二十八條 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を含め、監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九條 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)

第三十條 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一條 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

(重要な財産の譲渡)

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二條 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を補助すること

(地方公共団体)

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(総理府令への委任)

第三十三條 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

第六章 監督

第三十四條 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五條 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十六條 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六條、第三十條又は第三十一條第二

項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三條の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七條 第三十五條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九條 第八條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事

法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

現在の靖国神社には、創建以来祖国のために殉ぜられた約二百数十万人のぼるといふ方々が奉斎されているのであります。私どもは、これら戦没者等の英霊に対して全国民的な尊崇の念をあらわすために、その遺徳をしのび、これを慰め、その事業をたたえ、その偉業を永遠に伝えることは、国民として当然な責務であると考え、これを信ずるのであります。したがって、靖国神社を国民の名において、かつ国民の負担において守ること、すなわち靖国神社を国家維持することは、英霊に対する国民の尊崇の念にこたえるゆえんでもあり、また、国としても当然な責務と考えなければならない事項であると考へるのであります。

靖国神社の国家維持は、多年にわたる国民の熱望であり、国会に対する請願も、たびたび繰り返して行なわれてきたのであります。われわれは、これらの熱望にこたえ、多年の懸案であった靖国神社の国家維持を確立するため、靖国神社法を制定することが必要であると決意するに至った次第であります。

御承知のとおり、終戦直後の昭和二十年十二月、連合国軍総司令部の覚書に基づき、宗教法人令が制定され、その改正により靖国神社は宗教法人とされ、その後昭和二十六年四月の宗教法人法の制定に伴い、靖国神社は同法の認証を受けて、宗教法人靖国神社として現在に至っております。さきに述べましたように、靖国神社の国家維持を確立する場合において、今のままの姿において靖国神社の国家維持の実現をはかることは、日本国憲法が規定している信教の自由の保障や政教分離の原則に照らしますと、種々検討を要する問題があると考えられるのであります。したがって、われわれは、これらの点に關して、多年にわたり、各方面のいろいろな意見をも徴し、慎重に調査研究を重ねてきました結果、靖国神社が宗教団体であるとされることがないように配慮いたしまして、本法案を作成し、こ

こに靖国神社法案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして、御説明申し上げます。

第一は、靖国神社の目的についてであります。靖国神社の国家維持をはかるために、前に述べた趣旨に基づきまして、靖国神社の目的を次のように定めました。すなわち、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事業をたたえる儀式行事等を行ない、もって戦没者等の偉業を永遠に伝えることをその目的としたしました。

第二は、靖国神社の名称についてであります。本法案において靖国神社という名称を用いましたのは、靖国神社の創建以来、その名称が国民の間に広くなじんでいる点を考慮いたしまして、その名称を踏襲することが適當であると考へたからであります。しかしながら、このことは、靖国神社を宗教団体としようとする趣旨のものではありませんので、この点を明記することとしたしました。

第三は、戦没者等の範囲に關してであります。戦没者等の範囲につきましては、その基準を政令で定めることとし、その基準に従いまして、靖国神社から申し出がありましたものにつき、内閣総理大臣がこれを決定することとしたしたのであります。

第四は、靖国神社の非宗教性についてであります。靖国神社の国家維持は、あくまでも憲法の趣旨に適合してなされるべきものであることは当然でありますので、そういう見地から、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない旨の規定を設けたのであります。すなわち、靖国神社が宗教的活動をしないことによつて、靖国神社は宗教団体としての性格を持たないものとしたのであります。

第五は、靖国神社の行なう業務に關してであります。靖国神社は、その目的達成のために、戦没

者等の名簿等を奉安し、戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めまたはその事業をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行ない、あるいは施設を維持管理する等の業務を行なうものとしたしました。なお、その目的達成のために必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、これらの業務以外の業務をも行なうことができるようにいたしました。

第六は、靖国神社の役員、評議員会並びに財務及び会計等についてであります。靖国神社の役員として、内閣総理大臣の任命する理事長及び二人以内の監事並びに内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する五人以内の理事を置くこととし、これらの役員の欠格事項、解任事由等必要な規定を設けることとしたしました。

次に評議員会であります。十人以内の評議員で組織する評議員会を靖国神社に置き、靖国神社の予算、業務計画等の重要事項については、理事長は、評議員会に諮問して、その意見を聞かなければならないこととしたしております。なお、財務及び会計に關しましては、予算、決算、財産の管理処分等についての内閣総理大臣の認可、承認その他所要の規定を設けることとしたしました。

第七は、靖国神社の業務に要する経費に關してであります。靖国神社は、宗教的活動をしてはならないこととなり、宗教団体としての性格を持たないこととなりますので、国等において、これに財政的援助をすることは差しつかえないものと考えっております。したがって、靖国神社の業務に要する経費については、その一部を国が負担することとたてまえたとして、さらに国または地方公共団体において、その経費の一部を補助することができる道を開くこととしたしました。

第八は、靖国神社の設立に關してであります。この法案におきましては、靖国神社の役員となるべき者に設立に關する事務を行なわせることとしたしましたが、その設立については、まず、現在の宗教法人靖国神社の自発的な申し出が必要であることとしたしました。そして靖国神社が行ない

ます儀式行事等につきましては、これがきわめて重要な事項でありますので、その大綱については、本法案の趣旨に沿いますよう、内閣総理大臣が、靖国神社審議会に諮問して決定することとしたのであります。

右の靖国神社の儀式行事等の大綱の決定がありました後、所要の設立手続が完了しました場合には、本法案による靖国神社が成立することとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○三原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 次に、大出俊君外六名提出にかか

国の行政機関の休日に関する法律案

国の行政機関の休日に関する法律

1 国の行政機関の休日は、次の各号に定める日とする。

一 土曜日及び日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

四 国の行事の行なわれる日で内閣総理大臣が指定する日

2 内閣総理大臣、各省大臣若しくは人事院総裁又はこれらの者の委任を受けた者は、業務の特殊性その他特別の理由があるときは、前項の休日につき、同項の規定にかかわらず、政令で定

めるところにより、別段の定めをすることができるとする。

附 則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

理 由

国の行政機関の休日と明定し、週休二日制の実施を推進するためこれに土曜日を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項及び第二項中「四十時間を下らず四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第四項中「土曜日までの六日間」を「金曜日までの五日間」に、「日曜日」を「土曜日及び日曜日」に改める。
第十七条第二項後段を削り、同条第三項中「定める日」の下に並びに国の行政機関の休日に関する法律（昭和四十八年法律第三号）第一項第三号及び第四号に規定する日を加える。
第十九条の二第一項ただし書削る。

附 則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

理 由

一般職の職員について週休二日制を実施するため、勤務を要しない日に土曜日を加え、一週間の勤務時間を短縮する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の

一部を改正する法律案

休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律

（民事訴訟法の一部改正）

第一条 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二百五十三條、第二百五十六條第二項及び第五百三十九條第一項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

（民法の一部改正）

第二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四百四十二條中「大祭日」の下に、「土曜日」を加える。

（手形法の一部改正）

第三条 手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第八十七條中「祝日」の下に、「土曜日」を加える。

（小切手法の一部改正）

第四条 小切手法（昭和八年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七十五條中「祝日」の下に、「土曜日」を加える。

（刑事訴訟法の一部改正）

第五条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第三項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第六条 検察審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のように改める。

2 前項に掲げた日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日と当たるときは、それぞれ同項に掲げた日の直前のこれらの日以外の日に同項のくじを行なわなければならない。

（満米価格安定法の一部改正）

第七条 満米価格安定法（昭和二十六年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三條第四項ただし書中「休日」の下に、「土曜日」を加える。

（関税法の一部改正）

第八条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項、第十九條、第三十三條、第七十九條第一項第七号、第九十八條第一項及び第九十九條第一号中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

（特許法の一部改正）

第九条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第十条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「日曜日」を「土曜日、日曜日」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

理 由

週休二日制をめぐる近年の社会経済情勢の動向にかんがみ、期間の計算等に関する民事訴訟法その他の法律に規定する休日の範囲に土曜日を加えることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三原委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。大出俊君。

○大出俊君 ただいま議題となりました国の行政機関の休日に関する法律案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び休日の

範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨及びおもな内容を御説明申し上げます。

今日、わが国の政治における第一の政策課題は、国民の福祉増進にあるといわれております。したがって、世界先進国の常識となっている週休二日制、週四十時間労働への移行は、すみやかに実施されなければならない課題であります。

先般、外務省が在外公館を通じて世界八十五カ国の週休二日制の実施状況、週労働時間の調査を行ないましたが、この結果、実施国、部分的実施国、非実施国に分類しておりますが、官庁と銀行が完全に実施し、さらに一部の民間が実施している国、または労働者の八〇以上が実施している国、これらを実施国としてとらえ「欧米先進国では、すでに定着した制度となっている」とし、「東欧では、ソ連、ユーゴスラビア、チェコスロバキアが実施国」、「発展途上国では中南米に普及しており、アジアではタイが実施している」と発表しております。

しかも、経済協力開発機構、OECD加盟国中、非実施国は日本のみであり、一人当たりの国民所得との関係で見ると、千五百ドル以上の国で非実施国は、わが国とクウェートの二カ国のみであることが明らかにされております。

また、週労働時間におきましても、四十二時間以内の国が六〇％に達しようとしております。このように諸外国の情勢をながめ、ひるがえってわが国の実情を顧みると、まさに労働後進国日本の姿が浮き彫りにされるのであります。

かかる情勢を反映してか、最近わが国におきましても、去る四月二日に発表された労働省調査によりますと、週休二日制を採用する企業の割合は、昭和四十七年には、前年の六・五％から一三・二％へ倍増し、適用労働者の割合も、前年の二四％から三六％へと大幅に増加し、従業員百人から千人の中企業においても、これは求人対策からでありましようが、一二・四％から二一・一％と増加しており、また、四十二年当時の実施状況を考え

るとき、現在は各段の相違を示しており、ここに本問題の急速な進展を知ることができるのであります。

このように、すでに国民の要望にまで高まっている週休二日制と週労働時間の短縮を、わが国に制度として確立し定着させるためには何をすべきかという問題に、今日、われわれは直面させられているのであります。

したがって、今日、二重構造といわれるわが国の経済産業構造を考えると、まず国と地方の行政機関及び銀行に、昭和四十九年度から週休二日制を実施することにより、先導的な役割りを果たさせ、さらに民間における急速な普及をはかるべきだと考えるものであります。これが三法案を提案した理由であります。

また、他に、大蔵委員会付託となりました銀行法の一部を改正する法律案を提案しており、近く労働基準法の一部を改正する法律案を国会に提出しようとして予定しているのも、かかる理由からであります。

次に、各法案の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、国の行政機関の休日に関する法律案であります。この行政機関の休日を法律で規定することとし、さらに週休二日制の実施を推進するため、土曜日休日として加えようとするものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、職員の週労働時間を四十時間と規定し、勤務を要しない日に土曜日を加えようとするものであります。

次に、休日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案は、期間の計算等に関する民事訴訟法その他の法律に規定する休日の範囲に土曜日を加えようとするものであります。

以上が三法案の提案の理由及びおまなる内容であります。なお、週休二日制の普及に関し、政府においては、勤労者が有効に余暇を活用できるように、積極的にその施策を推進するよう要望する

るものであります。

何とぞ慎重審議の上すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○三原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 この際、動物の保護及び管理に関する法律案起草の件について議事を進めます。

御承知のとおり、本件につきましては、先般来理事会等におきまして協議を続けてまいりましたが、その結果に基づき、加藤陽三君、大出俊君、鈴切康雄君、受田新吉君から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四派共同をもって、お手元に配付いたしておりますとおり、動物の保護及び管理に関する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

動物の保護及び管理に関する法律案

動物の保護及び管理に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱ひその他動物の保護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定め、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。

(動物愛護週間)

第三条 ひろく国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十一日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

(適正な飼養及び保管)

第四条 動物の所有者又は占有者は、その動物を適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

第五条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管についての指導及び助言に関し必要な措置を講ずることができる。

第六条 地方公共団体は、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、条例で定めるところにより、動物の所有者又は占有者が動物の飼養又は保管に遵守すべき事項を定め、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養を制限する等動物の飼養及び保管に関し必要な措置を講ずることができる。

(犬及びねこの引取り)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長(第一項の政令で

定める市の長を除き、特別区の区長を含む。)に対し、第一項(前項において準用する場合を含む。以下第六項及び第七項において同じ。)の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 都道府県等は、第一項の引取りに関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

7 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第八条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第六項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第九条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与え、それが困難となるようなおそれがあるとき、繁殖を防止する措置をするように努めなければならない。

(動物を殺す場合の方法)

第十條 動物を殺さなければならぬ場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならぬ。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に關し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置)

第十一條 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合に、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならぬ。

2 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つてゐる場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の方法及び前項の措置に關しよるべき基準を定めることができる。

(動物保護審議会)
第十二條 総理府に、附屬機關として、動物保護審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に應じ、動物の保護及び管理に關する重要事項を調査審議する。

3 内閣総理大臣は、第四條第二項若しくは前條第三項の基準の設定又は第七條第六項(第八條第三項において準用する場合を含む)若しくは第十條第二項の定めをしようとするときは、審議会に諮問しなければならぬ。これらの基準又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 審議会は、動物の保護及び管理に關する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員十五人以内で組織する。

6 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣

総理大臣が任命する。ただし、その過半数は、動物に關する専門の学識経験を有する者のうちから任命しなければならぬ。

7 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員は、非常勤とする。

8 委員は、前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三條 保護動物を虐待し、又は遺棄した者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項において「保護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類又は鳥類に屬するもの

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(輕犯罪法の一部改正)
2 輕犯罪法(昭和二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。
第一條第二十一号を次のように改める。
二十一 削除
(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第六條第十六号の三の次に次の一号を加える。
十六の四 動物の保護及び管理に關する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行に關すること。

第十五條第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

動物保護審議会
動物の保護及び管理に關する法律の規定によりその權限に屬せしめられた事項を行なうこと。

(狂犬病予防法の一部改正)
4 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。
第五條の二を削る。
(罰則に關する経過措置)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

国民の間に動物愛護の氣風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するため動物の虐待の防止、動物の適正な取扱ひその他動物の保護に關する事項を定めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産の侵害を防止するための動物の管理に關する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二百萬円の見込みである。

○三原委員長 この際、その趣旨について説明を求めます。大出俊君。

○大出委員 動物の保護及び管理に關する法律案の起草案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

動物は、古くから人間の生活に必須のものとして、人の衣食の用に、使役に、そして愛玩用に供されてきました。また、人の健康の保持のために、科学上及び医学上の研究実験の用に供されるなど人類の生存、福祉及び発展に貢献してきましたことは、御承知のとおりであります。

しかるに、わが国では、これら動物に対する取り扱いが科学研究用、食用及び観覧用において、また、愛玩用においてさえ往々にして適切な配慮を欠き、そのため動物に不必要な苦痛を与えております。

他方、動物の保管に適正を欠くため、動物によ

る人身被害等が生じ、また、動物により人が迷惑をこうむる事件も多く生じているのであります。従来、これら動物に対する立法措置といたしましては、文化財保護法、輕犯罪法、鳥獸保護及狩猟ニ關スル法律、狂犬病予防法等があり、さらに地方公共団体が各地の実情に應じて制定した飼い犬等取締条例等があります。これらの法令は、それぞれの制定目的等を異にしており、動物の保護及び管理について総合的、統一的な措置を講ずることは困難であり、十分にその実をあげておらない実情であります。したがって、動物保護の見地から、また、動物による人の生命等の被害防止の見地から、動物の保護及び管理についての総合的な措置が必要と存するのであります。

欧米等諸外国におきましては、数十年前から動物の保護に關する法律の制定を見ているのであります。文化国であるわが国といたしまして、また、わが国における動物の保護に対する国際的評價を改善する上からも、動物の保護のための法律の制定が急務であると考え、ここに動物の保護及び管理に關する法律案の起草案を作成した次第であります。

次に、この起草案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、動物の保護に關する原則、すなわち動物の保護に關する基本的な考え方を国民の前に明らかにして、動物の保護に關する国民の心がまえについての指標を与えることとしております。このため、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、または苦しめることのないようにするのみではなく、その習性を考慮して適正に取り扱うべきことを明らかにしております。

第二に、動物愛護週間を設けることといたしました。毎年九月二十日から同月二十六日までを動物愛護週間とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい行事が実施されるようにつとめなければならぬこととしております。

第三に、動物の所有者または占有者は、動物を適正に飼養し、保管することにより、動物の保護

及び動物による人の生命等の被害防止にためなればならないものとする。地方公共団体は、条例で、動物の飼養及び保管に関し、必要な措置を講じることができるとしてあります。

また、動物の保護のための具体的な行為、すなわち、負傷動物等の発見者の通報措置、犬及びネコの繁殖制限、動物を殺す場合の方法、動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置に関しても規定しております。

第四に、都道府県または政令で定める市は、犬またはネコの引き取りを求められたときは、これを引き取らなければならないものとする。これに、国は、都道府県または政令で定める市に対し、予算の範囲内において引き取りに関する費用の一部を補助することができるとしてあります。

第五に、内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の適正な飼養及び保管、動物を科学上の利用に供する場合の方法及び事後措置に関する基準並びに犬及びネコの引き取り、負傷動物等の収容及び動物を殺す場合の方法に関する必要事項を定めることができるものとするとともに、これらの基準または必要事項を定め、または変更、廃止しようとするときは、動物保護審議会に諮問しなければならないこととしてあります。

第六に、総理府に、付属機関として、動物保護審議会を置き、動物の保護及び管理に関する重要事項を調査審議することとしてあります。

第七に、牛、馬、犬、ネコなどの保護動物を虐待し、または遺棄した者を処罰する規定を設けてあります。

以上が本起草案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御決定あらんことをお願い申し上げます。

○三原委員長 本起草案について発言の申し出がありますので、これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 時間もありませんから、二点だけお聞きしておきたいと思うのです。

この問題、すでに見解は示されているのですけれども、闘牛、闘犬といった従来保護されている日本古来の伝統的行事、こういう歴史的な背景を持った問題、高知県やあるいは八丈島、そういうところからいろいろ質問も来ているので、御質問して記録にとめておきたいと思いましたが、御質問については、その保護の立場から、当然刑法三十五條の正当行為として罰則規定が適用されないという解釈だと思えますけれども、この点を一点確かめておきたいと思います。

あと一つは、これは要望だけですが、罰金が三万円ということになっていきますけれども、軽犯罪法との関係から見ると、少し均衡を失うのではないかと少し軽犯罪法に近い、そういう罰金について、もう少し軽犯罪法に近い、そういうものが必要じゃないかと思えますけれども、これは要望だけですから、時間もありませんから、できたら第一点だけ御答弁願いたい。

○大出委員 法律用語等とからみますから、法制局からあとからちょっとつけ加えておいていただきたいのですが、立案の経過その他がございまして、私からとりあえずお答えをさせていただきますが、この法律案の第一条に、「動物の虐待の防止」と「虐待」ということが使われております。この「虐待」ということは、軽犯罪法の第一条二十一号に「牛馬その他の動物を殴打し、酷使し、必要な飲食を与えないなどの仕方虐待した者」という規定がございまして、ここで使われている用語でございまして、そこで、いま御質問の中にございましてけれども、この軽犯罪法第十五條を想定してつくられていることは当然であります。そこで刑法第三十五條は「法令又正当ノ業務ニ因リ為シタル行為ハ之ヲ罰セス」という規定であります。

したがって、この「虐待の防止の「虐待」という点につきまして、いまお話がございましたように、闘犬であるとか、つまり犬をある意味で競技という形で戦わせる。それから闘牛、あるいは奄美大島のハブとマングースとを戦わせるという形のもの、あるいは古くは闘鶏、最近非常に少なくなりましたが、というふうなものがございまして、これらは一体どうなるのかという点が、数年前から方々から御意見のあるところでございまして、

実は、ほんとうの意味で闘犬とはどういうものかということなども、ここに文献がありますので調べてありますが、時間の関係で省略いたしますが、結論を申し上げますと、つまり、犬のからだを鍛えて、座高はどのくらいということまであるんではないけれども、人に対する忠誠心というものを最大限に発揮させる。つまり、飼主に対する忠誠心というものを、そして犬と人間が一体になった形で戦われるある意味でのスポーツであるというのが、実はこの文献によります考え方なものであります。鎌倉時代からの長い歴史的な背景もあります。したがってその意味では、三十五條との関係で正当な理由が十分つけ得るということである、このワタからは「虐待」からはずす。ある意味のスポーツであり競技である。

それから闘牛の問題ですけれども、欧州あたりの闘牛と違っていて日本の場合には、いま闘牛、本土で行なわれておりますのは、新潟、島根、愛媛、沖縄が復帰いたしましたから沖縄にもございまして、欧州のと違っていて、一つのさくの中に二つの牛を入れますと、欧州のように闘牛士が出てきてやるのではなくて、牛が戦う。で、負けたほうは、さくから表に出ていってしまふ。つまり、その行事の前とあとで牛のせり、売買をやるというセットになっております。その意味で、牛の品質改良と品評会という歴史的な実情等もございまして、したがって、そういう歴史的な背景等も踏まえて、これまた正当なということになりますので、この法律のワタからはずす。闘牛なんかは八丈にもございまして、御意見もございましたが、そこらを含めていまお答えしたのであります。

ハブとマングースというのは、これは奄美大島でやっております、それを見にくる観光客が年間十万人ある、こういうわけですが、実は小笠原にありますが、サソリに対する天敵ということでヒキガエルとか、あるいはマイマイを持ってきたと同じ意味で、ハブに対する天敵という意味でマングースを持ってきたというわけがあります。これも実は歴史的な背景がございまして、かつ爬虫類は対象になっておりませんし、そういう意味でこれまたはずれるということでございます。

ただし、一条、二条の一般的な動物愛護という精神は、試合が終わっても、なおかつ喜んでかませているなどというところは、これはおやめいただく。そういう意味で、一般的にはかぶるけれども、具体的にそのものははずしてやる、こういう形になっているわけでございます。

○三原委員長 この際、本起草案について、衆議院規則第四十八條の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。坪川総務長官。

○坪川総務大臣 動物の保護及び管理に関する法律案につきましては、政府といたしましては、万やむを得ないものと存じております。

○三原委員長 おはかりいたします。動物の保護及び管理に関する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○三原委員長 起立総員。よってそのように決しました。
なお、本法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

次回は、明二十日金曜日、午前十時理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時五十九分散会

昭和四十八年八月二日印刷

昭和四十八年八月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W